

大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望(案)

(平成 22 年度)

指 定 都 市

目 次

・重点要望事項	1
・要望事項	3
・重点要望事項詳細説明	
< 税制関係 >	
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	7
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	9
< 財政関係 >	
1 国庫補助負担金の改革	11
2 国直轄事業負担金の廃止	13
3 地方交付税の改革等	15
・要望事項詳細説明	
< 財政関係 >	
1 消費・流通課税の充実	17
2 所得課税の充実（個人住民税）	18
3 所得課税の充実（法人住民税）	19
4 固定資産税の安定的確保	20
5 定額課税の見直し	21
6 租税特別措置等の整理合理化	22
< 財政関係 >	
1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し	23
2 国庫補助負担金の運用・関与の改善	24
3 地方債の発行条件の改善	25
・資料編	
～ 指定都市の実態について～	26

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等大都市の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。さらに、昨年来の世界的な経済危機により法人関係税が大幅な減収になり、また、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

こうした中、地方税財政の改革を含めた地方分権改革に向けて、地方分権改革推進委員会が数次にわたる勧告等を行っていますが、各府省の消極的な姿勢が見受けられるなど今後の改革の停滞が懸念されます。

また、「経済財政改革の基本方針 2009」においては、地方分権改革の推進が重点政策として取り上げられなかったばかりか、具体的な内容についても全く示されておりません。

地方分権改革を推進するためにも、地方税財源の拡充強化にあたっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、税源配分の是正を行う必要があります。さらに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の税源、とりわけ都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要であります。

こうした方向を目指しつつ、次により税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成21年 月

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	梅原克彦
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	中田宏
新潟市長	篠田昭
静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友
名古屋市市長	河村たかし
京都市市長	門川大作
大阪市市長	平松邦夫
堺市長	木原敬介
神戸市長	矢田立郎
岡山市市長	高谷茂男
広島市長	秋葉忠利
北九州市市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏

指定都市議長会

札幌市議会議長	福士勝
仙台市議会議長	赤間次彦
さいたま市議会議長	青羽健仁
千葉市議会議長	中島賢治
川崎市議会議長	鍋木茂哉
横浜市議会議長	川口正寿
新潟市議会議長	田村清
静岡市議会議長	近藤光男
浜松市議会議長	内田幸博
名古屋市議会議長	吉田隆一
京都市議会議長	繁隆夫
大阪市議会議長	多賀谷俊史
堺市議会議長	星原卓次
神戸市議会議長	吉田謙治
岡山市議会議長	宮武博
広島市議会議長	藤田博之
北九州市議会議長	佐々木健五
福岡市議会議長	川口浩

重点要望事項（税制関係）

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移管するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方税を過大に見積もることなく適切に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しの際には、相当額全額を指定都市へ税源移譲すること。

2 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

3 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還の延長及び対象要件の拡大を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

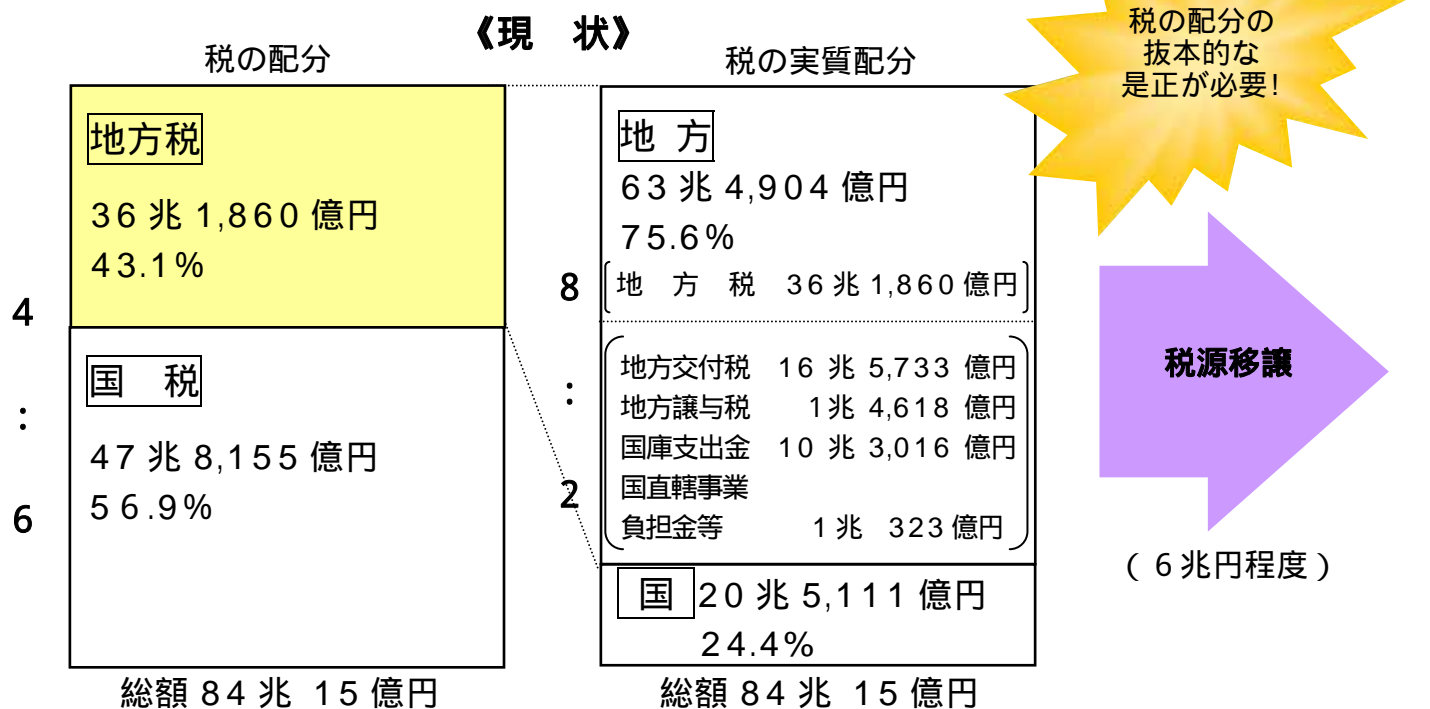
なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したが、国・地方間の「税の配分」は6：4であり、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

なお、地方法人特別税のような、地方税の一部国税化によって、地方税収間の水平調整による格差是正が行われているが、これは地方分権の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

国・地方における租税の配分状況（平成21年度）



国税：地方税 = 5 : 5 とするための税源移譲のパターン例

	例 1	例 2	例 3
消費税から 地方消費税へ	消費税 4% 2.5% 地方消費税 1% 2.5% (移譲見込額)約 4 兆円	消費税 4% 2.5% 地方消費税 1% 2.5% (移譲見込額)約 4 兆円	消費税 4% 2.5% 地方消費税 1% 2.5% (移譲見込額)約 4 兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% 11% (移譲見込額)約 1 兆円	個人住民税の税率 10% 12% (移譲見込額)約 2 兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% 18.3% (移譲見込額)約 1 兆円		法人住民税の配分割合 12.2% 24.4% (移譲見込額)約 2 兆円
移譲額計	6 兆円程度	6 兆円程度	6 兆円程度

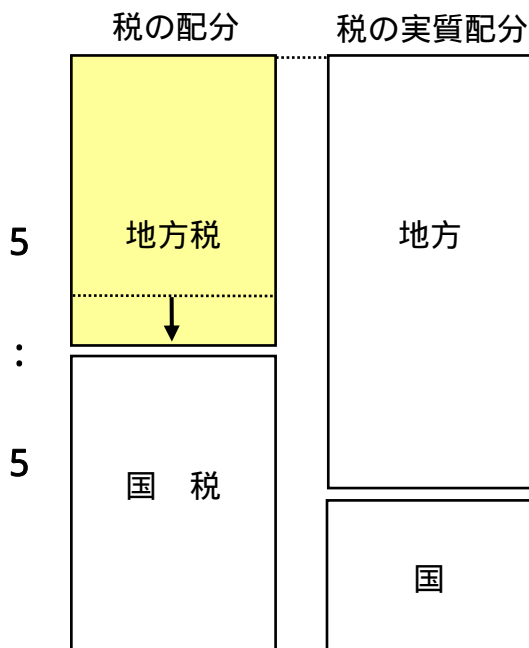
注 1 税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、消費税から地方消費税への税源移譲(地方消費税 1% 2.5%)を基本に試算したものを、

2 移譲総額は平成 21 年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。

第二期地方分権改革

〈当 面〉

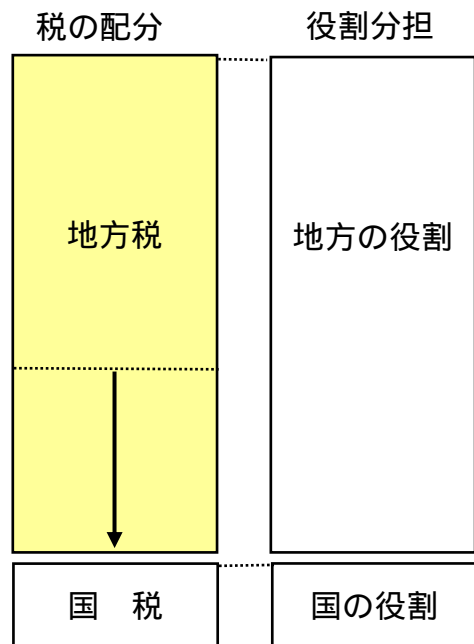
国 5 : 地方 5



〈さらに〉

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」

さらなる
税源移譲



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

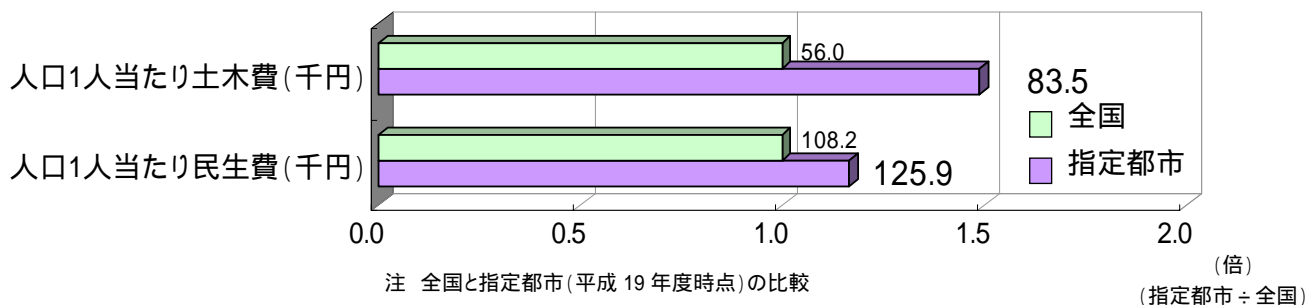
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

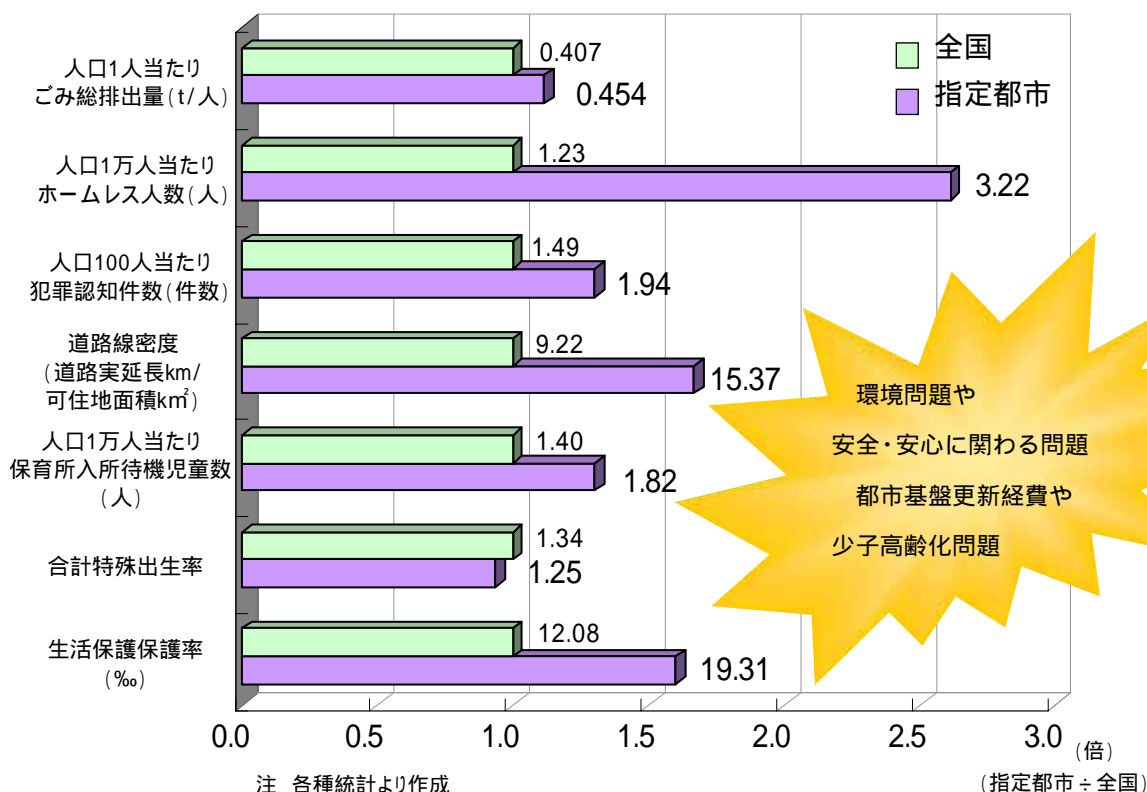
指定都市では、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。

都市的財政需要（全国平均との比較）

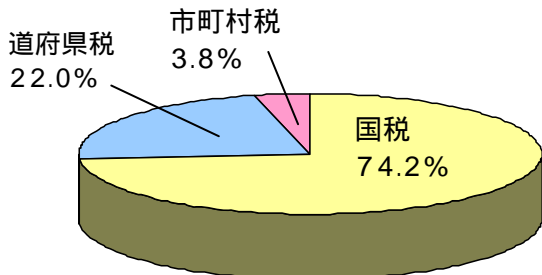


都市の課題（全国平均との比較）



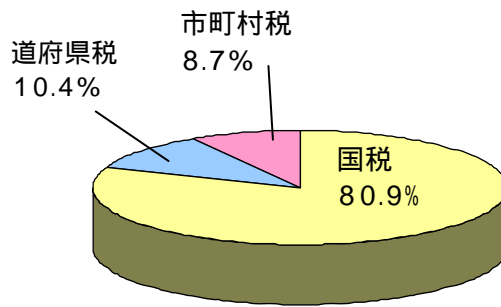
消費・流通課税の配分割合

(平成 21 年度予算)



注 国税:平成 21 年度当初予算
道府県税、市町村税:平成 21 年度地方財政計画

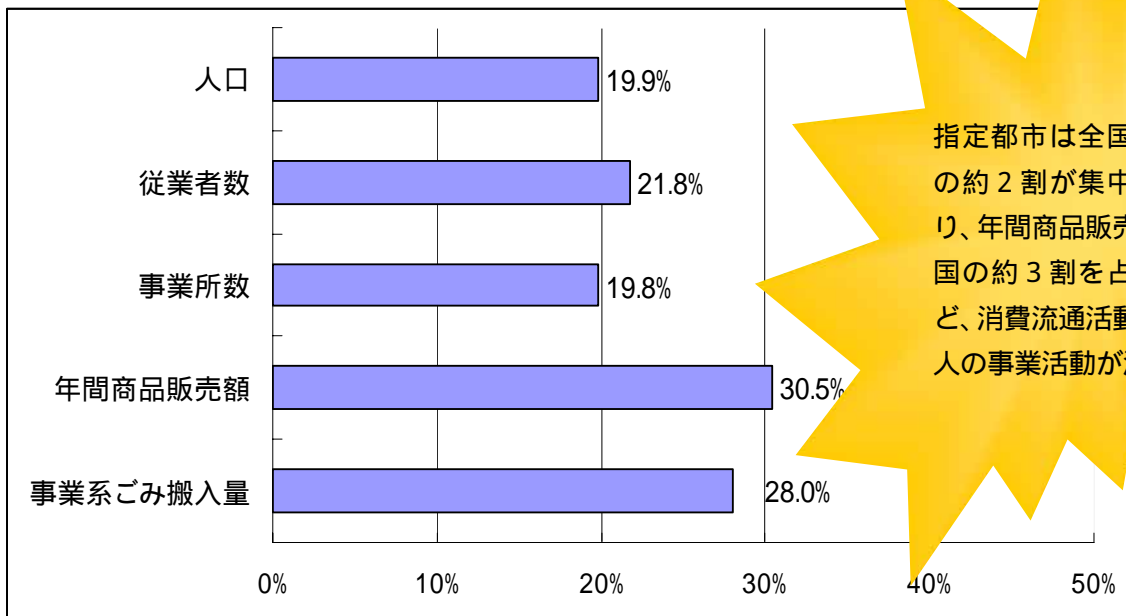
法人所得課税の配分割合 (実効税率)



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

都市的税目の配分割合が
極めて低い!

活発な消費流通活動及び法人の事業活動 (指定都市の全国シェア)



指定都市は全国の人口の約 2 割が集中しており、年間商品販売額も全国の約 3 割を占めるなど、消費流通活動及び法人の事業活動が活発!

各種統計より作成

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、地方の権能の多様化が進む一方で、地方税制は事務権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置すべきである。

なお、第二期地方分権改革において、新たに道府県から指定都市に移譲される事務についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置が必要である。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

行政サービスは「指定都市から**受益**(大都市特例事務)」

その**負担**は「道府県への納税」

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により措置すべき

(個人道府県民税 個人市民税、法人道府県民税 法人市民税、地方消費税 地方消費税交付金)

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- ・ 児童福祉
- ・ 民生委員
- ・ 身体障害者福祉
- ・ 生活保護
- ・ 行旅病人及び死亡人
- ・ 社会福祉事業
- ・ 知的障害者福祉
- ・ 母子家庭及び寡婦福祉
- ・ 老人福祉
- ・ 母子保健
- ・ 障害者自立支援
- ・ 食品衛生
- ・ 墓地、埋葬等規制
- ・ 興行場、旅館及び公衆浴場営業規制
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉
- ・ 結核予防
- ・ 都市計画
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 屋外広告物規制

個別法に基づくもの

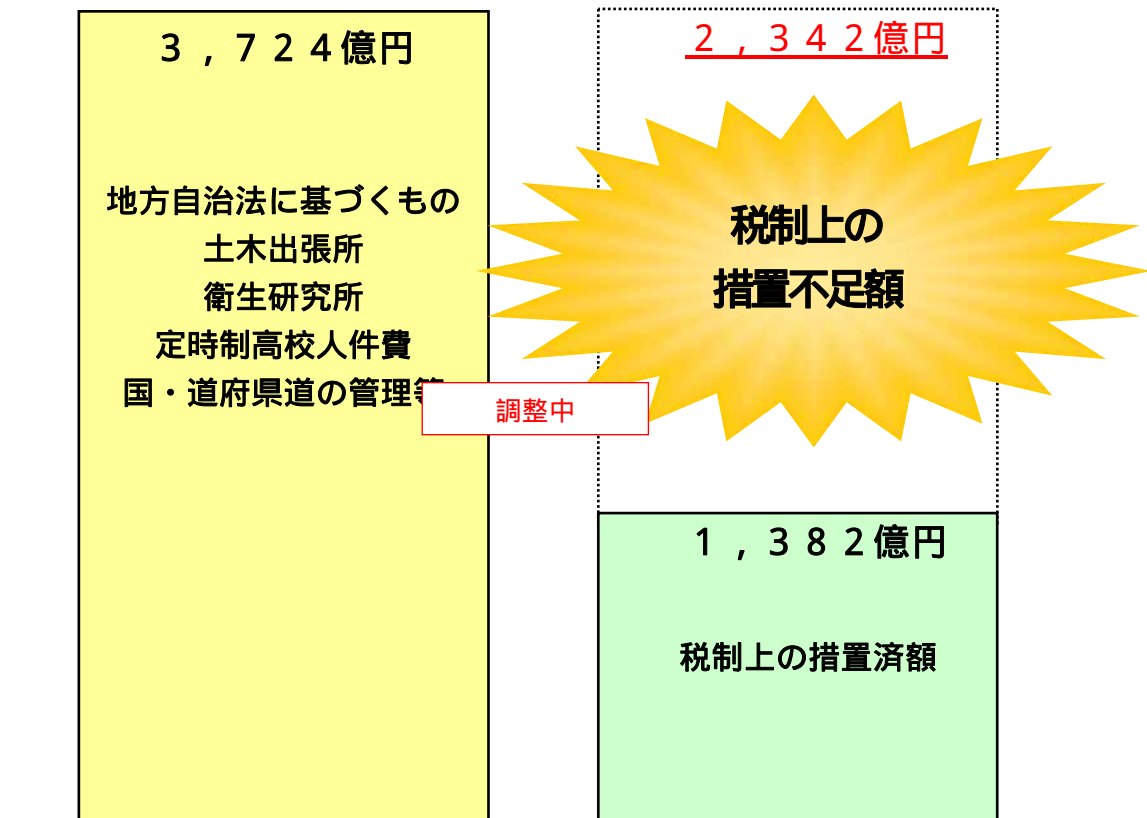
- ・ 土木出張所
- ・ 衛生研究所
- ・ 定時制高校人件費
- ・ 国、道府県道の管理
- ・ 道府県費負担教職員の任免、研修等

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成20年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置



これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 7,931億円

・市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理 190億円 など

(平成18年度決算をもとに推計)

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

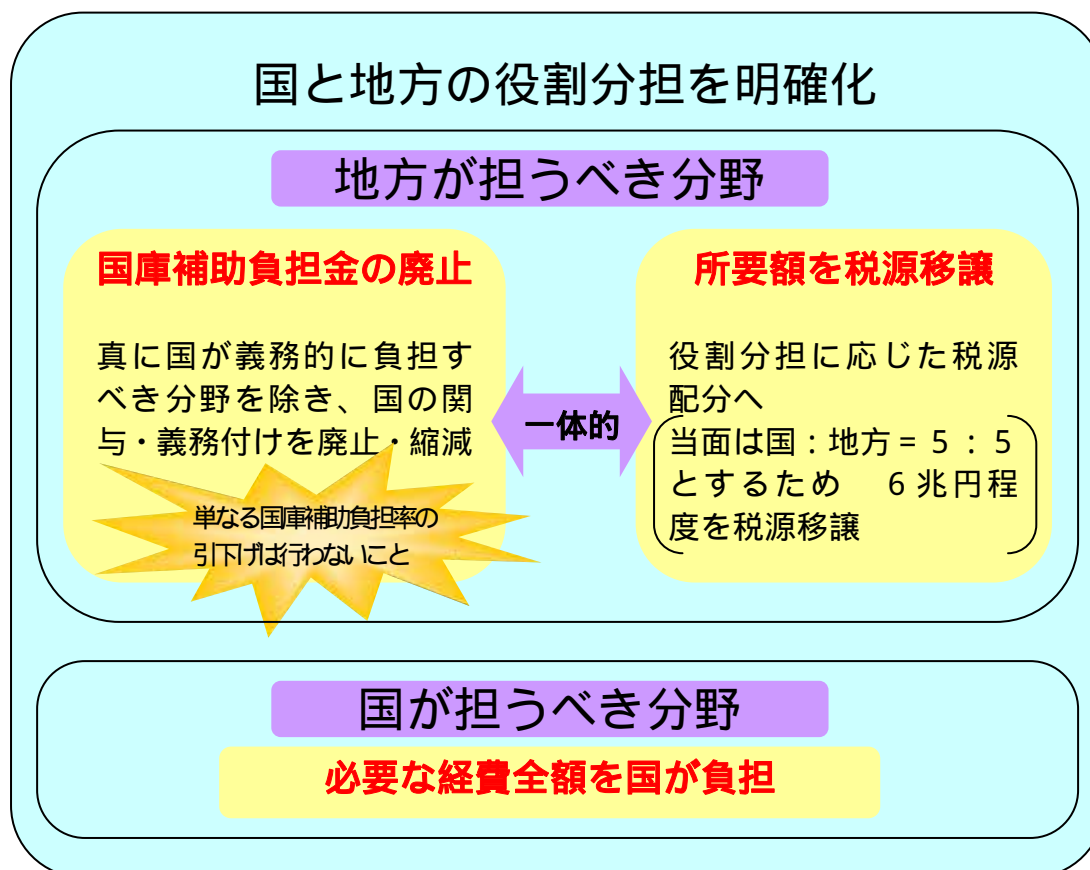
地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきではない。また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。



「廃止すべき国庫補助負担金」(平成16年7月指定都市提言)の未実施分

事 項		主 な も の	21年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	水道施設整備費補助、廃棄物処理施設整備費補助	4,922億円
	経常	公営住宅家賃対策等補助、森林整備地域活動支援交付金	313億円
	義務	調 整 中	91億円
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助金、公営住宅建設費等補助金	8,084億円
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	2兆150億円
小 計			3兆5,060億円
社会資本整備事業特別会計	地方道路整備臨時交付金、地域連携推進事業費補助金		1兆2,074億円
合 計			4兆7,134億円

「三位一体の改革」における国庫補助負担金の改革(平成16~18年度)

国庫補助負担金の廃止・縮減	4.7兆円	
税源移譲の対象となるもの	2.9兆円	
交付金化	0.8兆円	
スリム化	1.0兆円	
負担率が引下げられた主なもの		
義務教育費国庫負担金	1/2	1/3
児童扶養手当給付費負担金	3/4	1/3
児童手当国庫負担金	2/3	1/3

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移管するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

地方分権の観点から、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の負担で整備・維持管理を行うべきであり、地方自治体に対して個別に負担を求める性格のものではないことから、地方負担は廃止すべきである。

特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移管するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、国が事業内容、事業費等を決定する前に、地方の意見や財政状況が反映されるよう、計画段階から地方と事前協議を行い、合意形成できる制度を導入すること。また、その際には詳細な説明と十分な情報提供が地方に対してなされること。

加えて、国直轄事業負担金に関し、制度のあり方全般について、国と指定都市の間で協議を行う場を設けること。

国直轄事業に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

(単位:百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する指定都市の負担額	負担割合
整備	国道	163,629	61,675	38 %
	港湾	46,539	16,273	35 %
維持管理	国道	25,611	10,314	40 %
計		235,779	88,262	37 %

指定都市の負担額は平成19年度決算に基づく。

(参考) 国直轄事業に対する指定都市の負担 (道府県を通じて負担しているもの)

表は意見照会の後、作成します。

(参考) 国直轄事業負担金の推移

表は意見照会の後、作成します。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方税を過大に見積もることなく適切に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

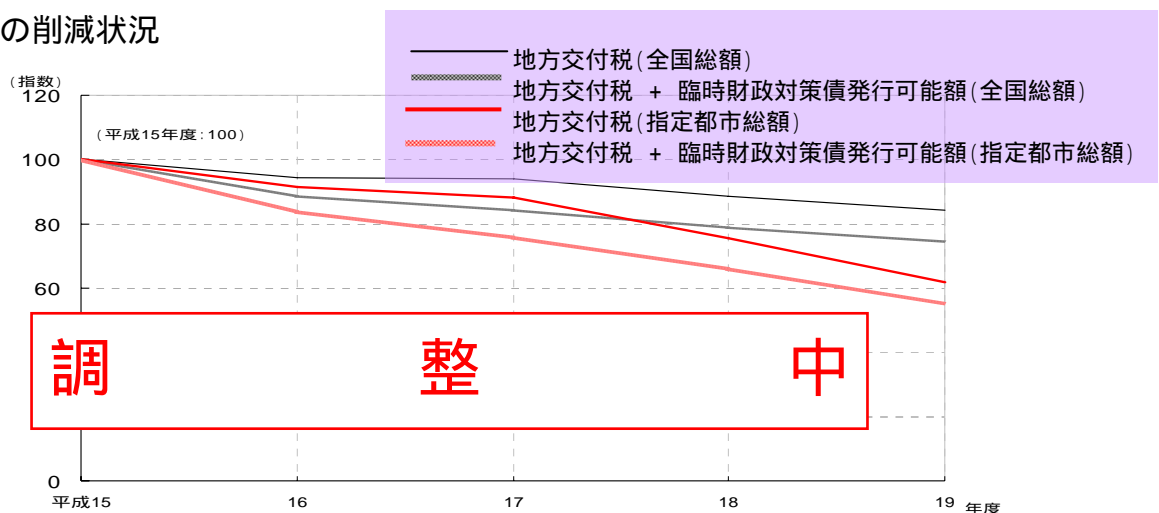
地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供するための地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきである。その際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や、国の歳出削減のみを目的とした削減は決して行うべきではなく、地方財政計画の見積りにおいて、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方税を過大に見積もることなく適切に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税の総額を確保すべきである。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、具体的な算定方法や算定基準を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況



注 指定都市総額は、どの年度も平成19年度において指定都市となっている17市全ての額を合計したもの

地方交付税交付決定額等の推移

		平成15年度 決定額	平成20年度 決定額	削減額	削減率
地方交付税	全国総額	18兆 693億円 (14.1万円)	15兆 690億円 (11.9万円)	3兆 3億円	16.6%
	指定都市 総額	8,985億円 (3.6万円)	5,709億円 (2.3万円)	3,276億円	36.5%
地方交付税 + 臨時財政対策債 発行可能額	全国総額	23兆9,455億円 (18.7万円)	17兆9,022億円 (14.0万円)	6兆 433億円	25.2%
	指定都市 総額	1兆4,366億円 (5.7万円)	7,979億円 (3.2万円)	6,387億円	44.5%
基準財政需要額	全国総額	47兆 762億円 (36.8万円)	45兆2,897億円 (35.4万円)	1兆7,865億円	3.8%
	指定都市 総額	4兆9,542億円 (19.7万円)	4兆4,171億円 (17.6万円)	5,371億円	10.8%

(注) 1 ()内は人口一人あたりの額

2 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった静岡市・堺市・新潟市・浜松市・岡山市も含んでいる。

3 平成15年度において、指定都市の一人あたり地方交付税額は全国平均額の約3/10だったが、平成20年度においては約2/10まで下がっている。

1 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

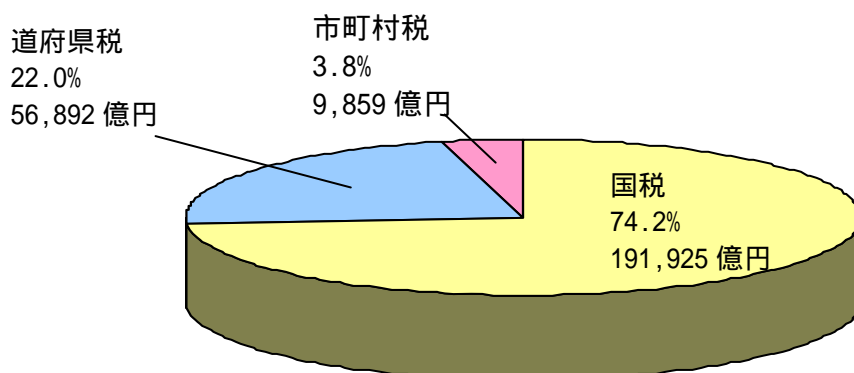
特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は 3.8% と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、税源の偏在性が少なく税収が安定している地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくうえで極めて重要な財源である。

また、税制の抜本的な改革の基本的方向性として、「地方消費税の充実を検討する」ことが示されていることも踏まえ、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成 21 年度）



注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は 3.8% に過ぎない。
 2 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

消費・流通課税の税目

国 税	道府県税	市町村税
消費税、酒税、たばこ税 揮発油税、地方揮発油税（*） 航空機燃料税（*）、石油ガス税（*） 石油石炭税、自動車重量税（*） 関税、とん税、特別とん税（*） 電源開発促進税 たばこ特別税	地方消費税（ ） 道府県たばこ税 軽油引取税（ ） 自動車取得税（ ） 自動車税 ゴルフ場利用税（ ） 鉱区税、狩猟税	市町村たばこ税 軽自動車税 入湯税、鉱産税

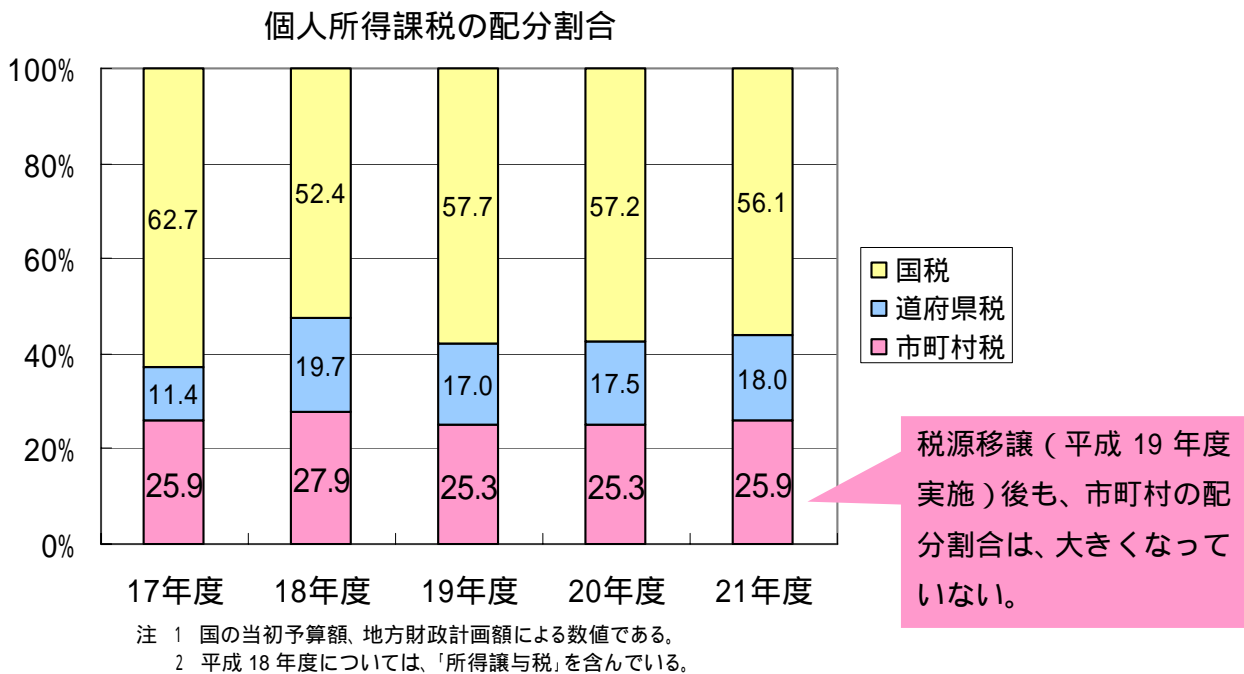
注（*）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。
 （ ）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

2 所得課税の充実（個人住民税）

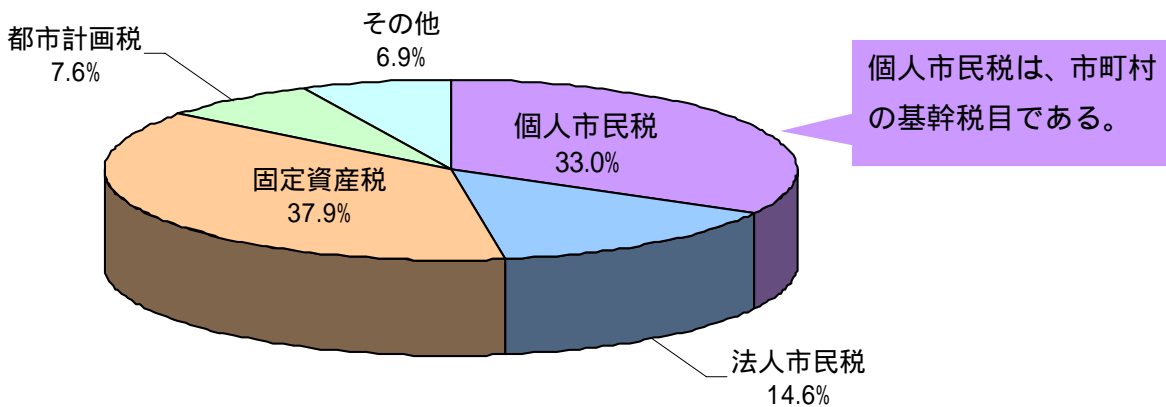
国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。



指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合（平成 19 年度）



注 決算額による数値である。

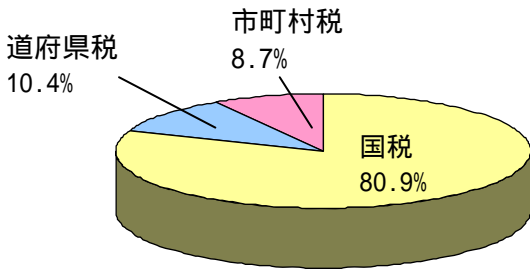
3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

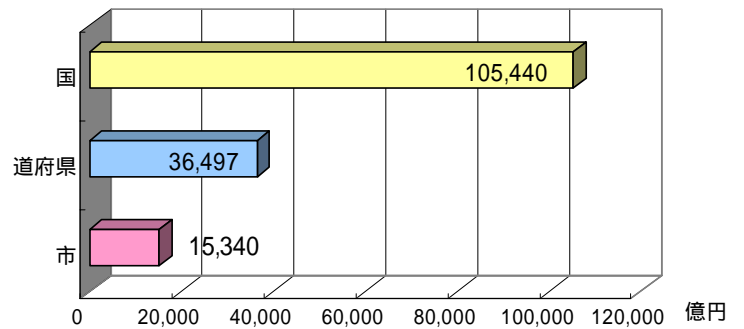
なお、税制の抜本的な改革の基本的方向性として、「地方法人課税の在り方を見直す」ことが示されたが、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

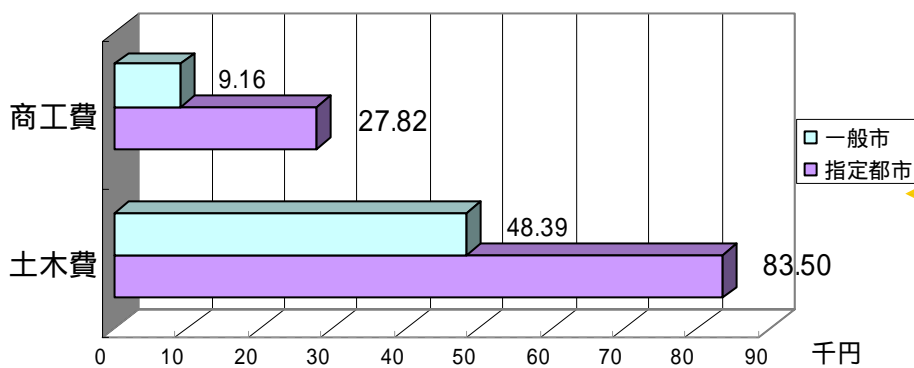
法人所得課税（平成 21 年度）



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 道府県は法人事業税 (30,696 億円) と道府県民税法人税割 (5,801 億円) の合計による数値である。

法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



注 平成 19 年度市町村別決算状況調

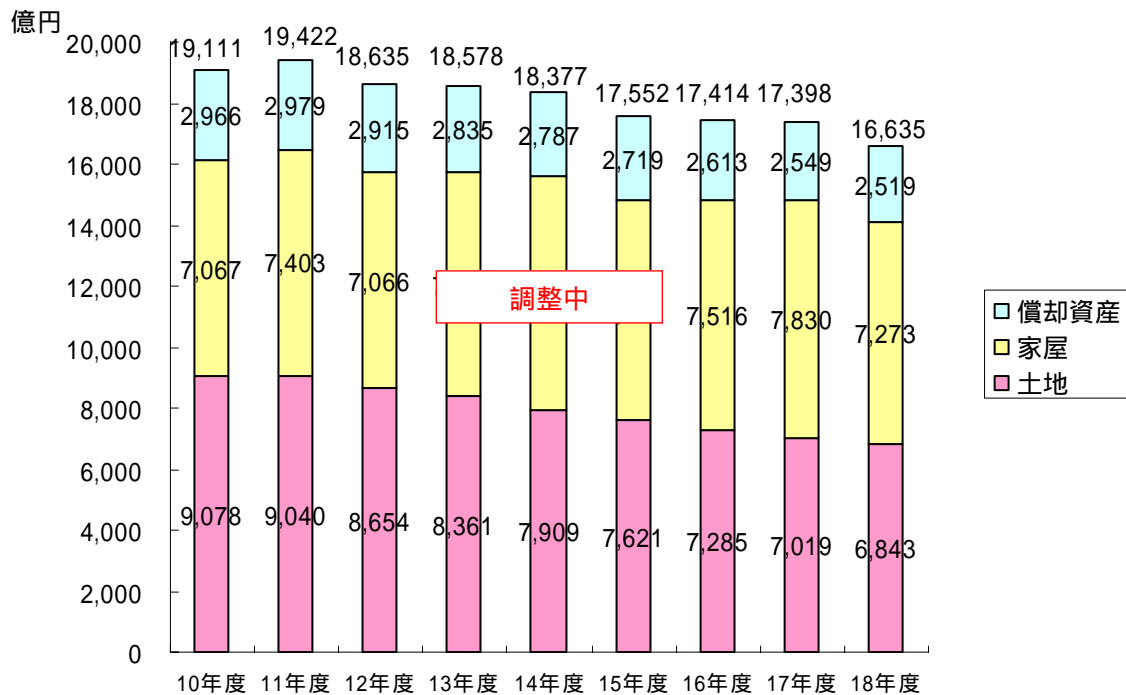
産業の集積とこれに伴い人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が高水準！

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

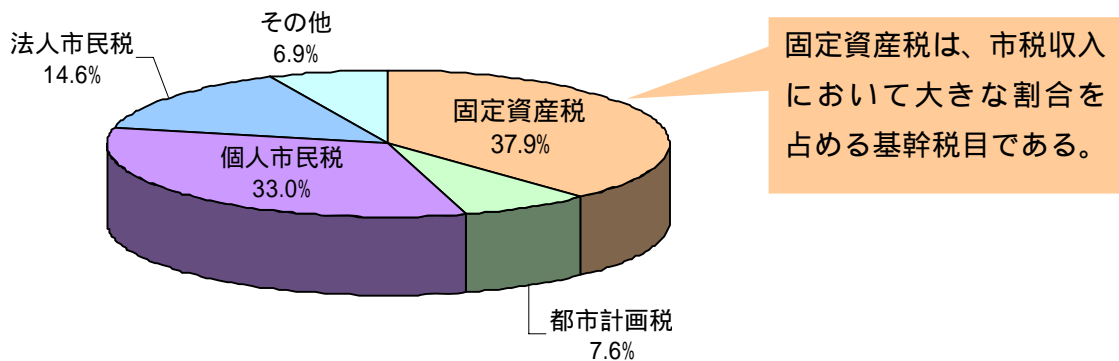
固定資産税については、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。

指定都市における固定資産税収の推移(平成10年度～平成18年度)



注 1 決算額による数値である。
2 評価替え年度は、平成12、15、18年度である。

指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合(平成19年度)



注 決算額による数値である。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税（昭和 39 年度～）

46年据置

区 分	税率（1トン当たり）
入港ごと	20円
一時納付（一年分）	60円

軽自動車税（昭和 59 年度～）

26年据置

車 種		税 率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
2輪軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円
4輪軽自動車	自家用乗用	7,200円
	自家用貨物用	4,000円

法人の市民税（均等割）（昭和 59 年度～）

26年据置

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など	5万円	

(注)従業者数50人以下の額については、平成6年度に1万円引き上げられている。

24年据置

事業所税（昭和 61 年度～）

区 分	税 率
資産割	600円/m ²

14年据置

個人の市民税（平成 8 年度～）

区 分	税 率
均等割	3,000円

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。

国税における租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

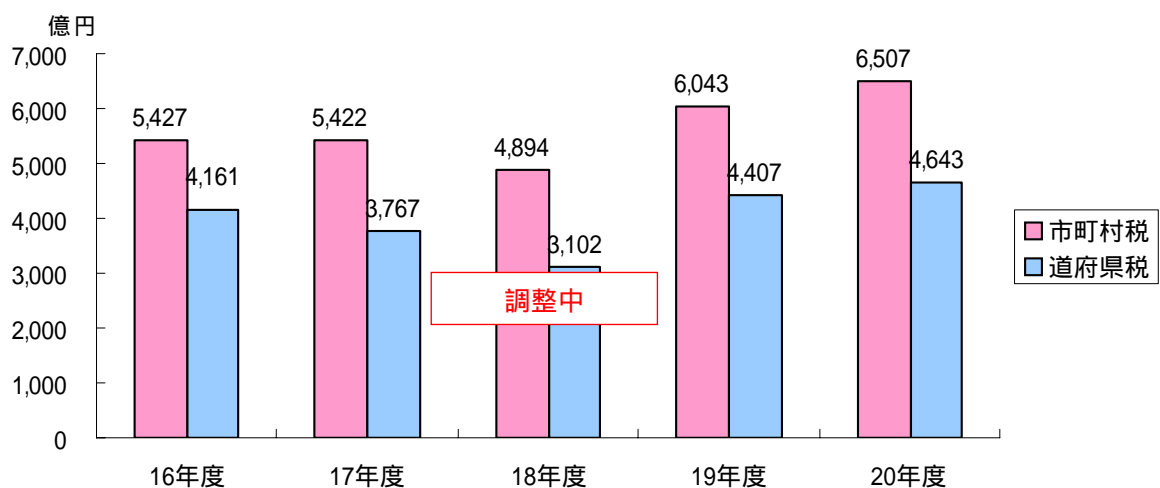
主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの及び課税の均衡上適当でないもの等については、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

租税特別措置等による地方税の減収見込額（平成20年度）

（単位：億円）

区 分		国税の租税特別措置による地方税の減収見込額	地方税の非課税等特別措置による減収見込額	合 計
道府県税	道府県民税	1,462	880	2,342
	事業税	1,277	1,024	2,301
	計	2,739	1,904	4,643
市町村税	市町村民税	2,482	1,319	3,801
	固定資産税	-	2,706	2,706
	計	2,482	4,025	6,507
合 計		5,221	5,929	11,150

租税特別措置等による地方税の減収見込額の推移（平成16年度～平成20年度）



1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しの際には、相当額全額を指定都市へ税源移譲すること。

指定都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務（大都市特例事務）を行っている。大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しが行われる際には、道府県への税源配分のみでなく、指定都市に対しても税源移譲を行うべきである。

大都市特例事務に係る国庫補助負担金（平成 21 年度予算）

（単位：百万円）

地方自治法第 252 条の 19 の規定に基づく事務に係るもの		その他の法令に基づく事務に係るもの		
事務の項目	国庫補助負担金額	事務の項目	国庫補助負担金額	
児童福祉	23,853	国道・道府県道管理	46,941	
民生委員	9	土木出張所	35	
身体障害者福祉	777	衛生研究所	54	
生活保護	1,617	道府県費教職員の任免・研修	9	
社会福祉事業	8	都市緑地保全	786	
知的障害者福祉	12	一・二級河川維持管理	874	
母子家庭寡婦福祉		調 整 中	596	
老人福祉				
母子保健	1,007			
障害者自立支援	18,578			
食品衛生	16			
精神保健福祉	1,755			
結核予防	441			
土地区画整理事業	65			
屋外広告物規制	5			
合 計	48,543		合 計	49,295

大都市特例事務に係る国庫補助負担金

調 整 中

地方自治法に基づく事務に係るもの 485 億円
 その他法令に基づく事務に係るもの 493 億円

2 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序の維持等を図るため、次のような改善を行うべきである。

- ・ 国庫補助負担金の算出にあたっては、事業実施のための必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担の解消を図ること
- ・ 地方の実情に応じて、地方公共団体の裁量で施行できるよう、補助要件の弾力的な運用を図ること
- ・ 事務負担の軽減を図るため、申請事務・各種照会の簡素合理化を図ること

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金(以下「国の支出金」という。)の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

主な国庫支出金対象事業における超過負担額(平成21年度予算)

(単位:億円)

事業費	総事業費	単独事業費	あるべき補助基本額	補助基本額		超過負担額	左に対するあるべき補助金 ×各補助率
					/		
保育所運営費	2,274	463	1,811	1,283	70.8%	529	234
ごみ処理施設 建設費 (工場建設費)	188	0	188	188	100.0%	0	22
小・中学校 校舎建設費	296						36
小学校	226	24	202	147	72.8%	55	29
中学校	70	7	63	48	76.2%	15	7
小・中学校 屋内運動場建設費	50	2	48	31	64.6%	17	9
小学校	31	1	30	20	66.7%	10	6
中学校	19	1	18	11	61.1%	7	3
合計	2,808	528	2,280	1,641	72.0%	640	301

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成20年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

注2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

注3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

3 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還の延長及び対象要件の拡大を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

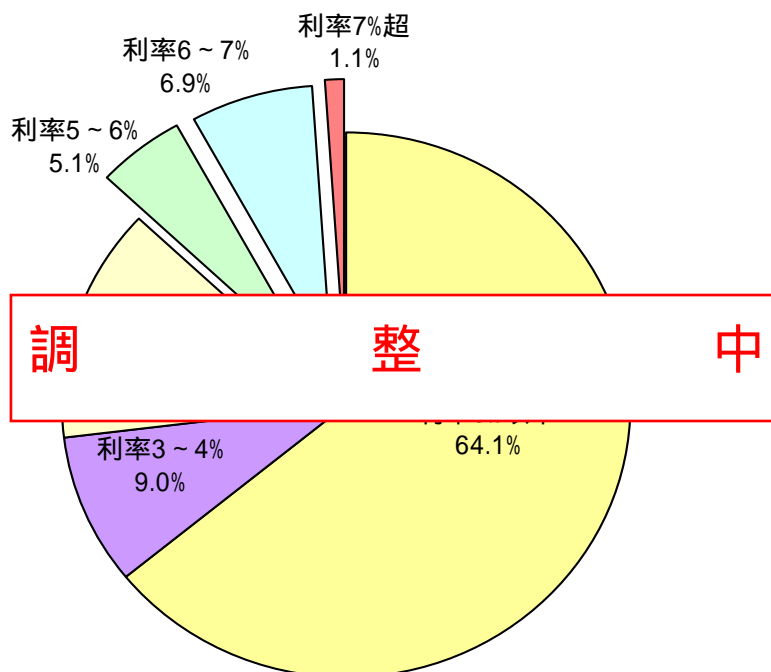
都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、公債費が大都市にとって多大な負担となっている。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政の健全化を推進するため、政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保を図るべきである。また、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置とされている補償金免除繰上償還について、この対象に該当しなかった高金利の政府資金が未だに大きな負担となっているため、今後更なる対象要件の拡大を図り、平成22年度以降も実施すべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長するなどの弾力的運用を行うべきである。

政府資金の利率別借入残高の構成比

(平成20年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計)



資 料 編

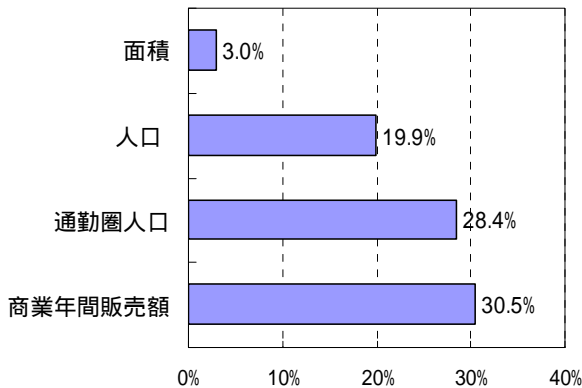
数値は一部更新前(調整中)

指定都市の実態について（概要）

大都市の特性

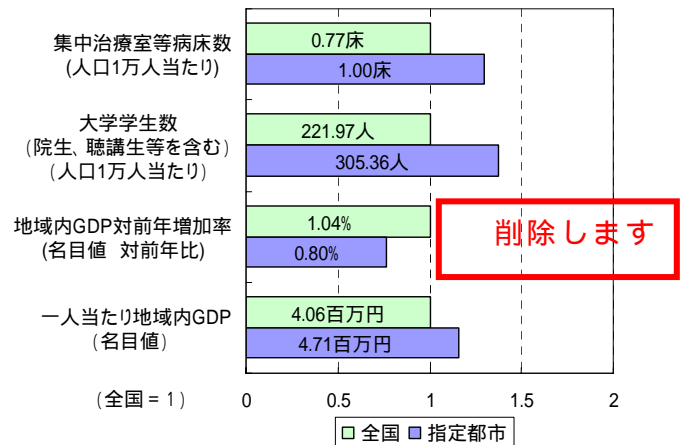
集積性・高次性・圏域における中枢性・日本経済牽引の役割

国土面積わずか3.0%に、全国の約2割の人口、3割の商業活動が集中。高度医療や高等教育などが集積し、産業面でも全国より高い生産性を持つ。



*各種統計、平成18年度県民経済計算より作成

*通勤圏人口は5%通勤圏人口

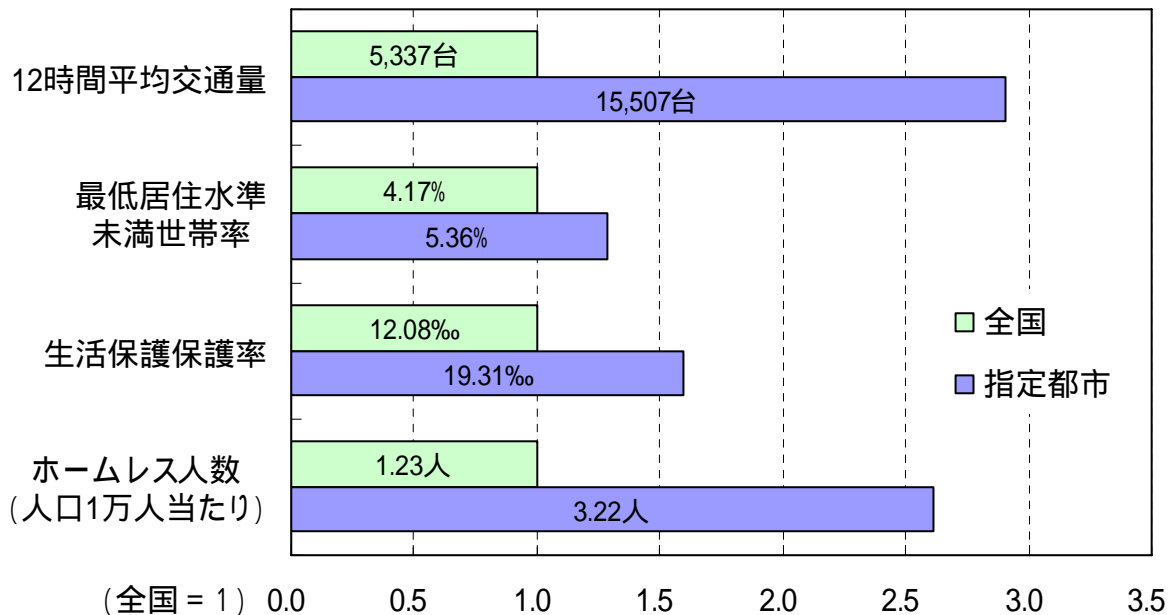


日本経済の牽引役

一方で

過密・集中による都市的課題が存在

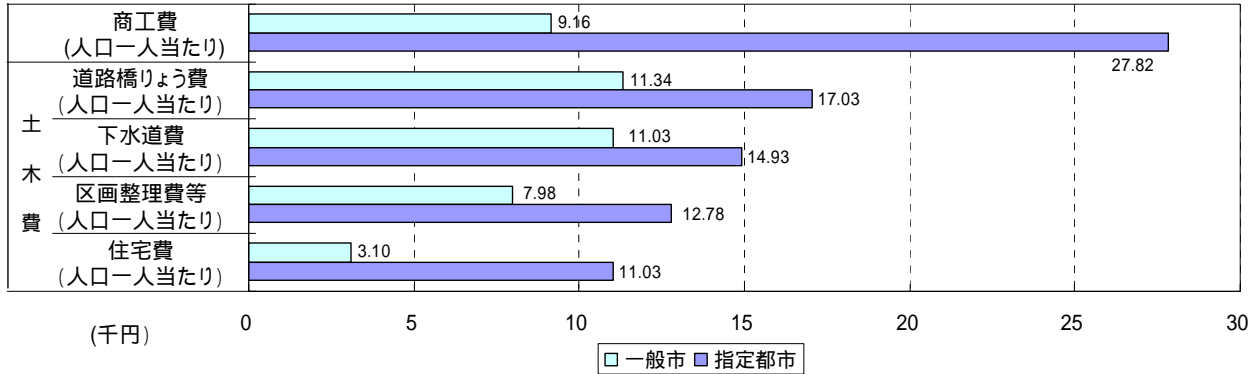
経済・生活のインフラ問題、環境や安全・安心に係る問題、福祉の問題など過密・集中による都市的課題がある。



大都市特有の財政需要

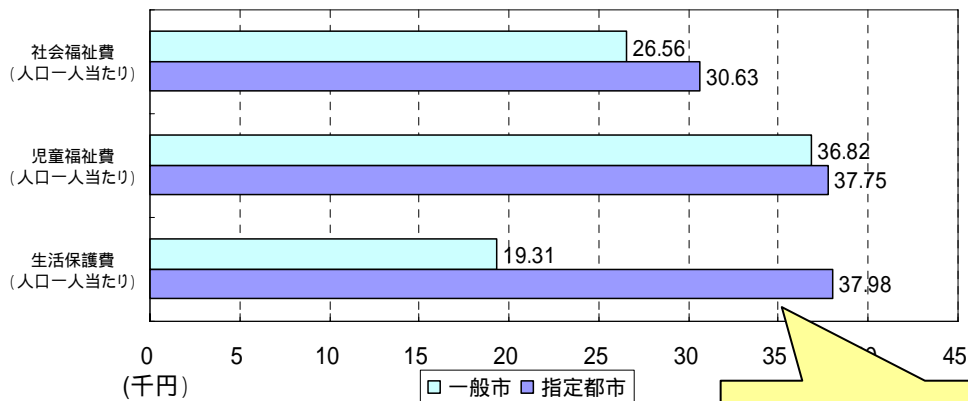
法人需要・インフラ需要

企業活動支援、道路、交通機関の整備など



都市的課題から発生する需要

生活保護費や保育所関係経費、ホームレス対策経費など



セーフティーネットである生活保護にかかる一人当たりの支出は一般市の2倍以上！

大都市の財政状況

大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していない

大都市特例事務に係る
税制上の措置不足

税収の割合が低く、大都市特有の財政需要に対応するための多額の起債が必要

人口や産業の集積が高いが、それに見合った税の配分がされていない

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

～ 指定都市の実態について～

・大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

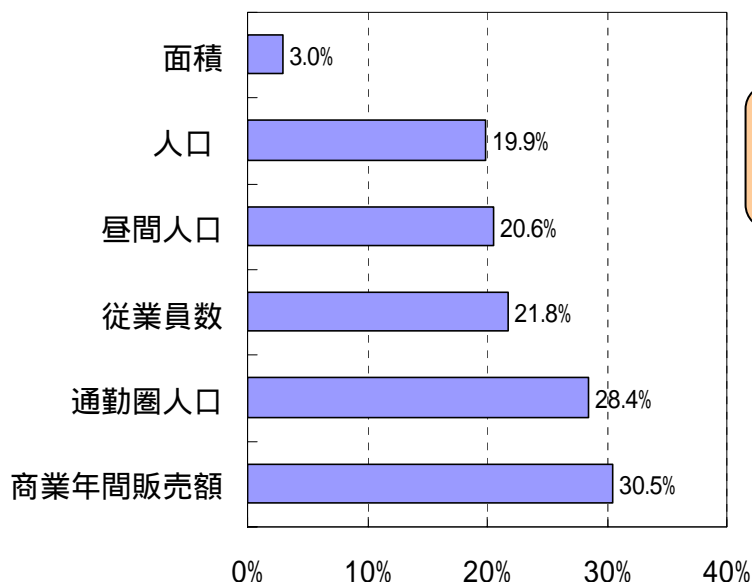
(1) 大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

大都市の集積性*：多くの人暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の 3.0% に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約 2 割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約 3 割にものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約 3 割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

*集積性：人・物・情報や経済活動・都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】



*各種統計より作成

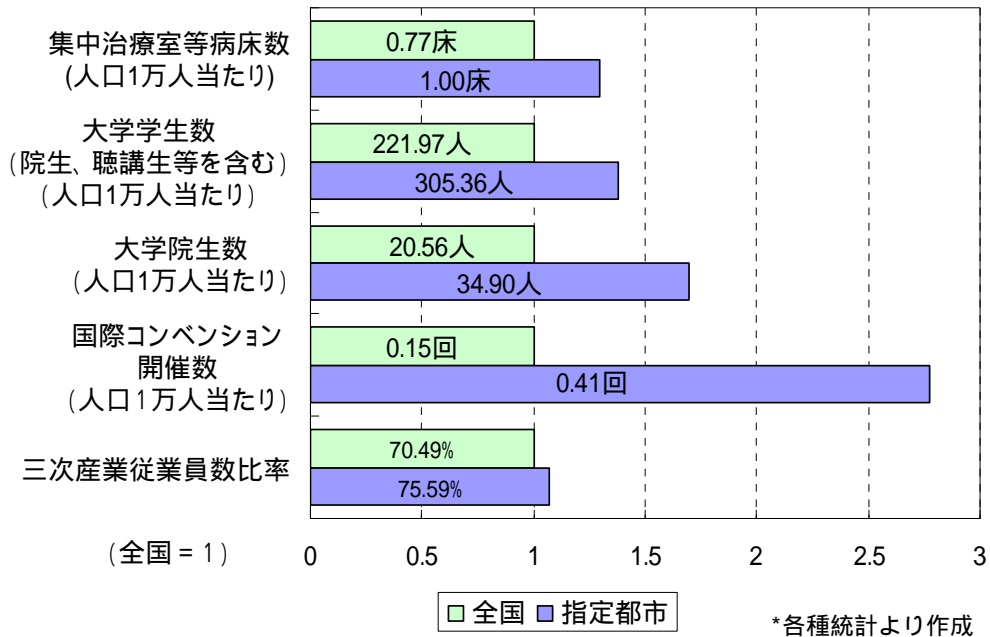
国土面積のわずか 3.0% に全国の約 2 割の人口、約 3 割の商業活動が集中

大都市の高次性*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

*高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】

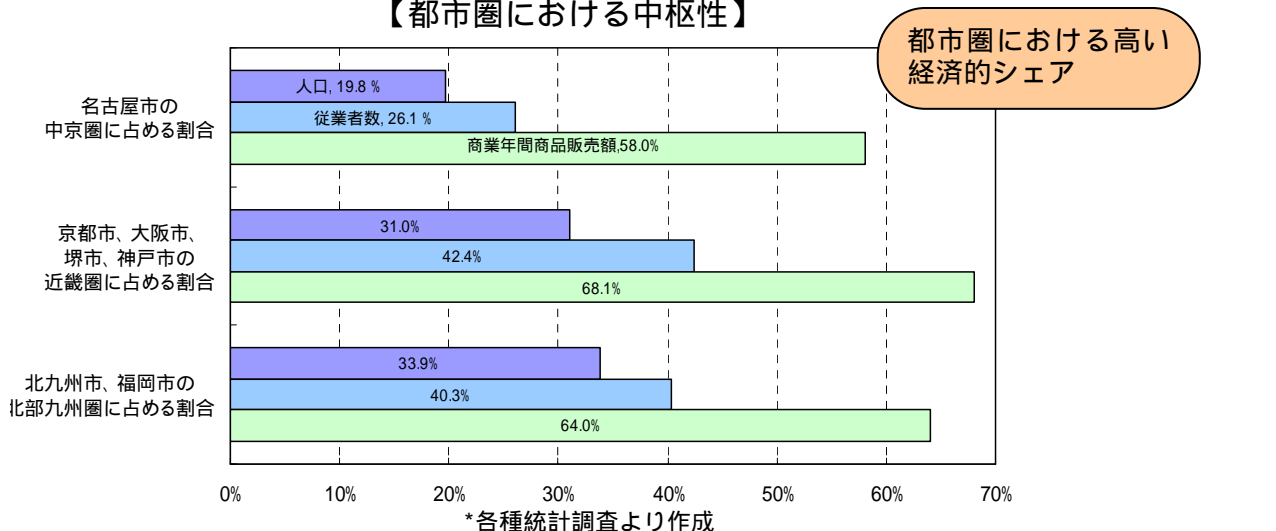


大都市の中枢性*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は2、3割でも従業者や商業活動では4割、7割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

*中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】

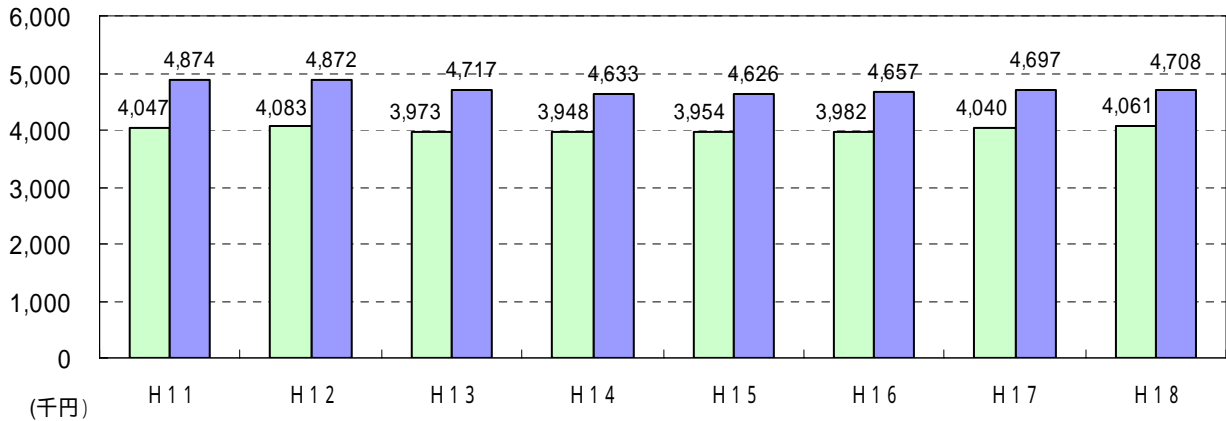


*人口は20067年度、従業者数は20066年度、商業年間販売額は20045年度

大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人あたり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

【一人あたり地域内GDP】

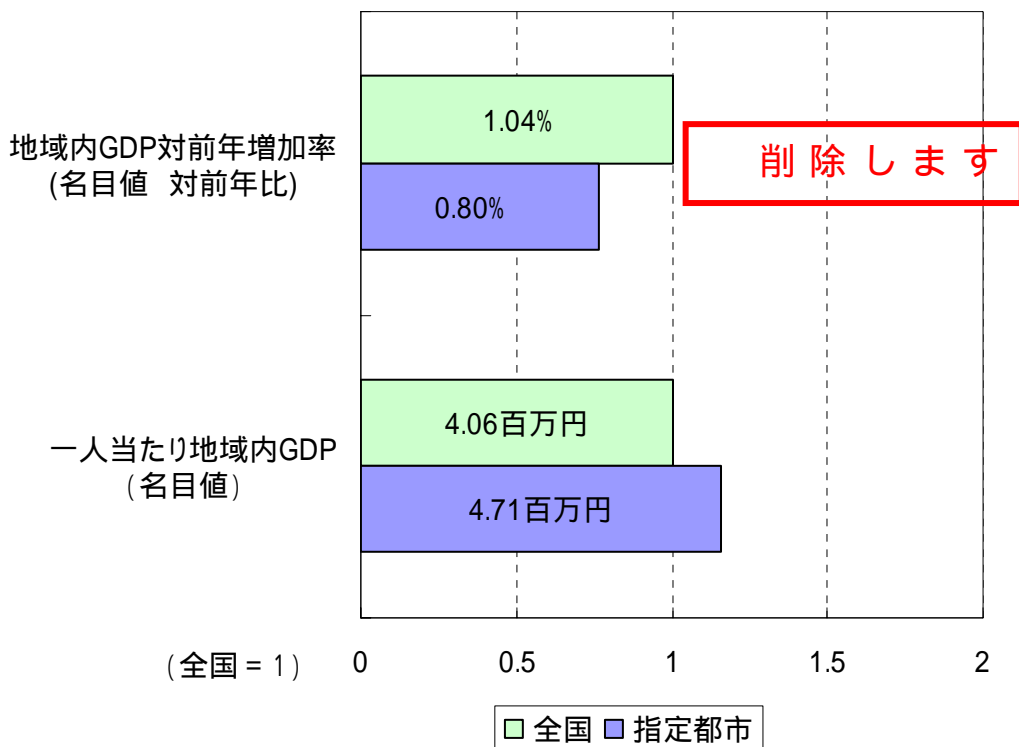


一貫して全国よりも高い水準の一人あたりGDPで日本経済に貢献

□ 全国 □ 指定都市

*平成178年度県民経済計算

【高い経済成長のもとで日本経済を牽引】



*平成178年度県民経済計算

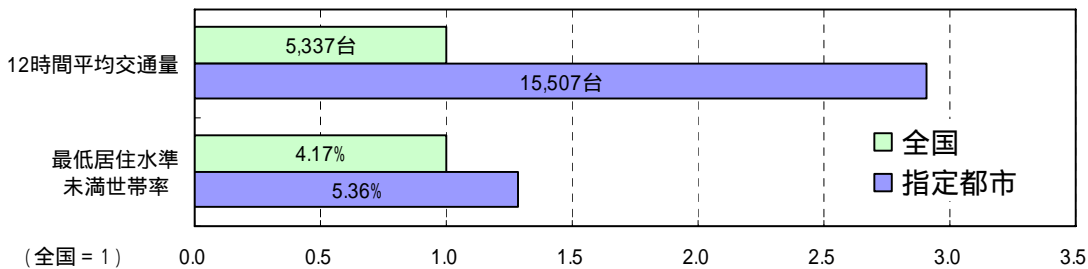
(2) 大都市の都市的課題

過密や集中に起因する都市的課題

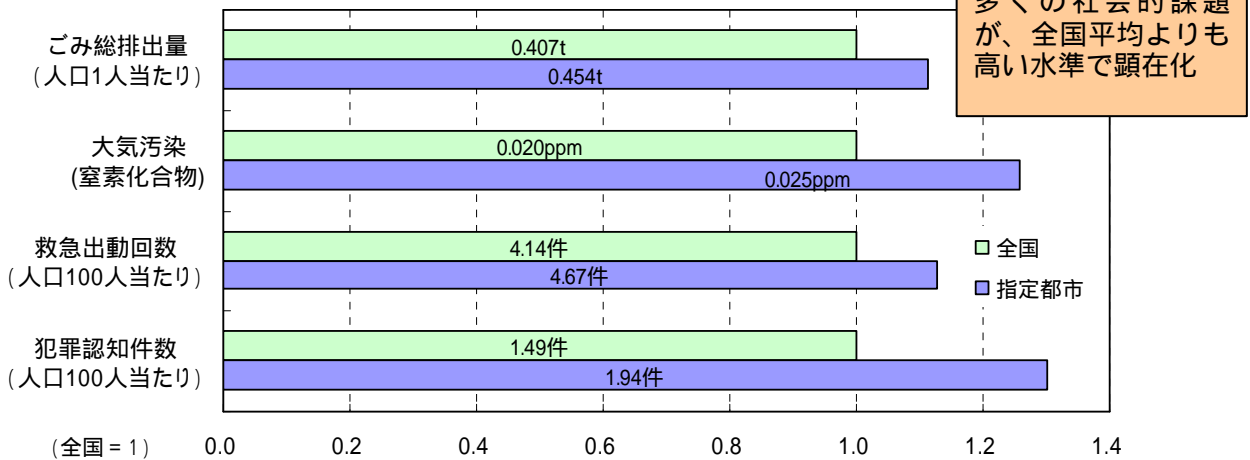
指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、逆に過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされてきた。

【顕在化する都市的課題】

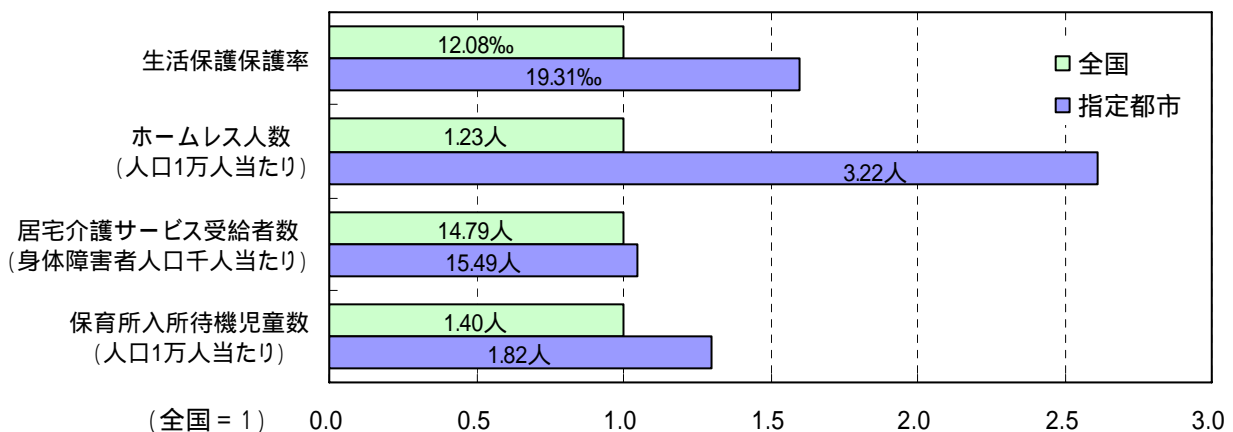
< 都市的インフラの整備 >



< 環境・安全安心 >



< 福祉 >



・大都市特有の財政需要

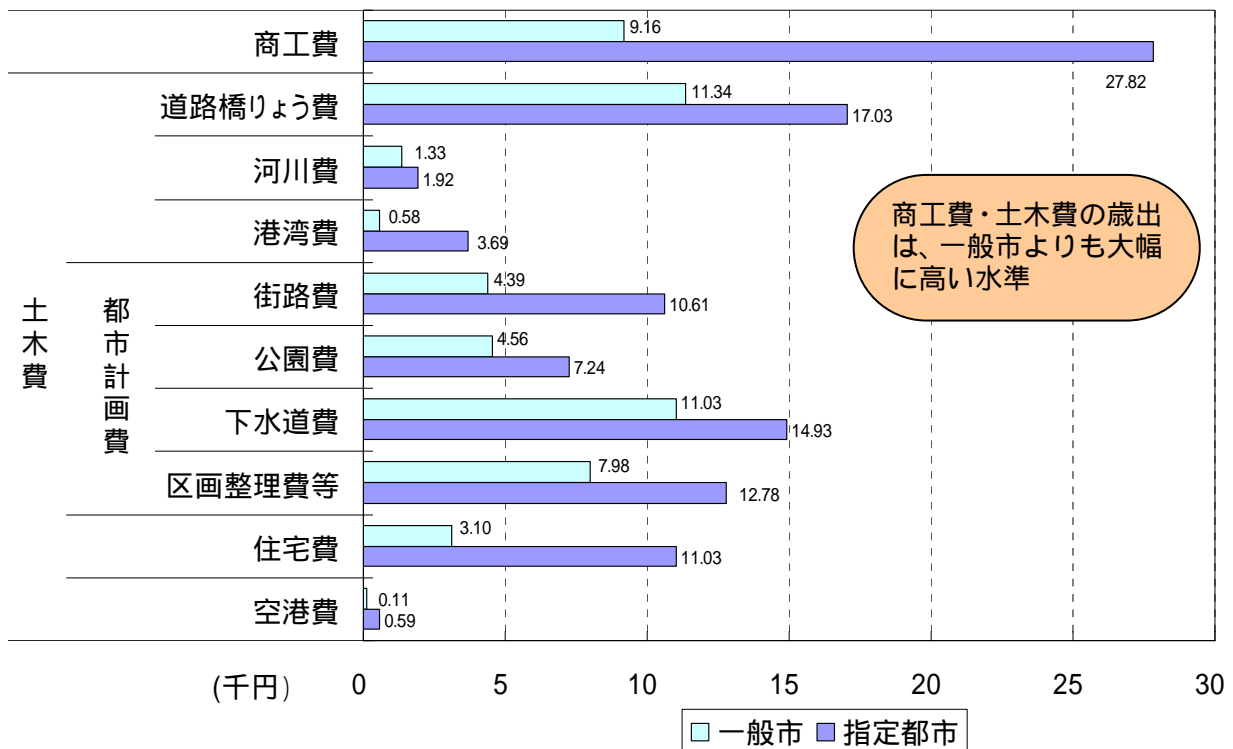
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

(1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。その結果、指定都市の商工費や土木費、公営企業等に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

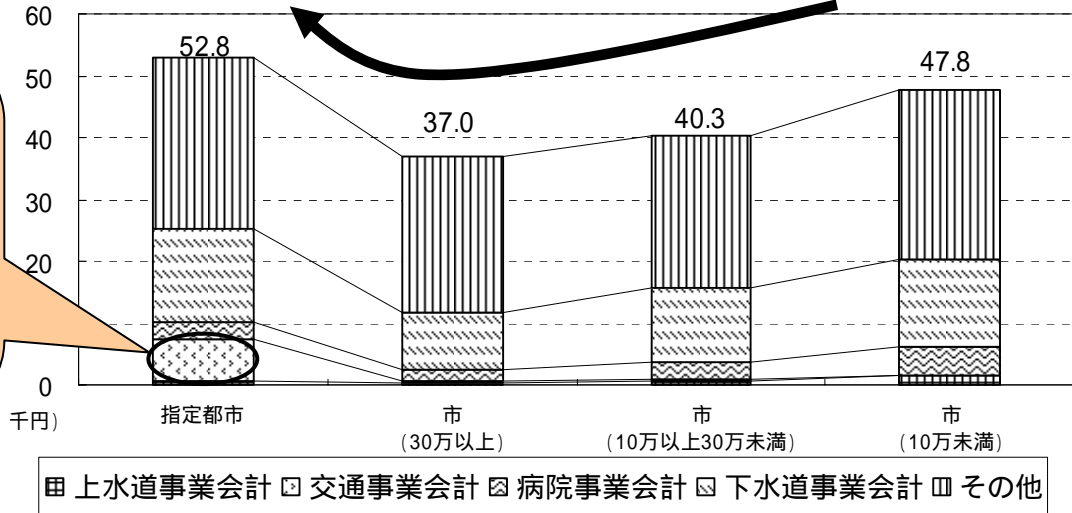
【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（一人当たり歳出額）】



*平成 199 年度 市町村別決算状況調

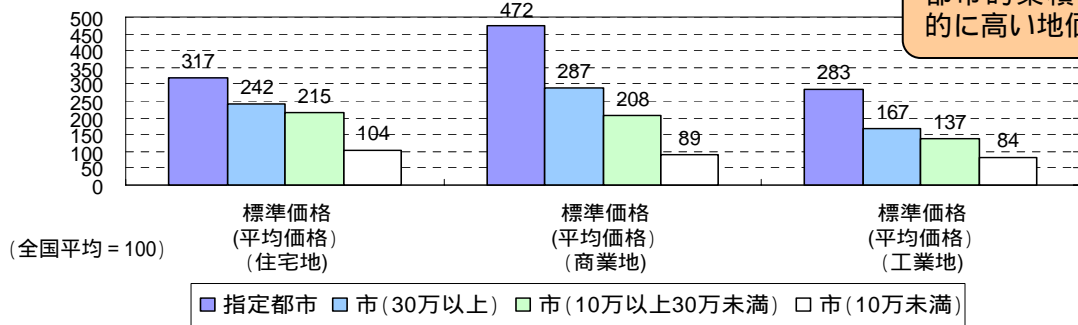
【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】

都市の中核性
に対応する都
市交通の基盤
整備や維持管
理のための高
い財政負担



* 平成189年度 市町村別決算状況調

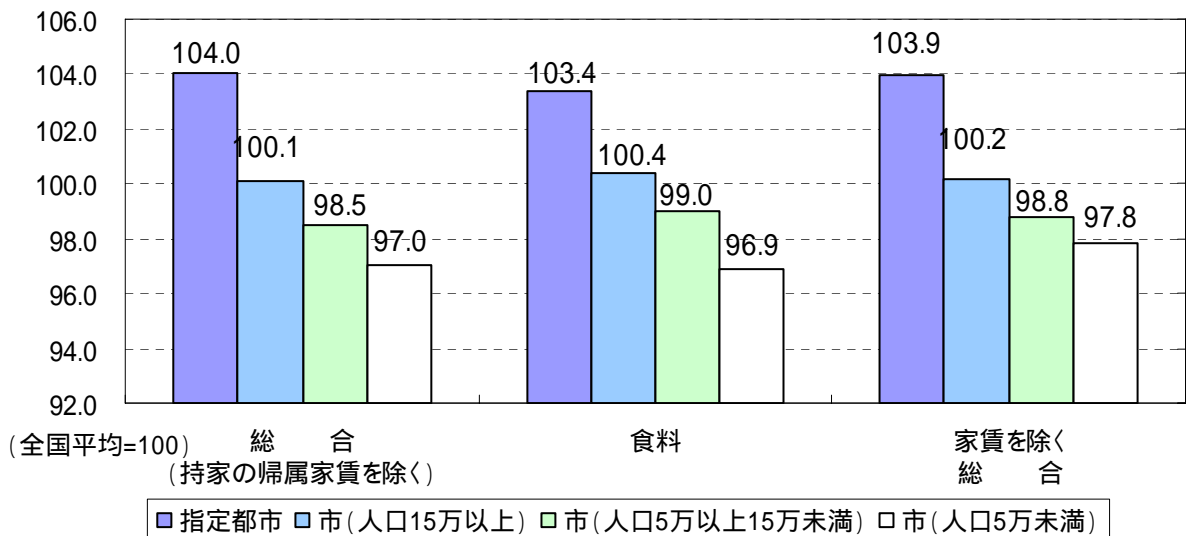
【地価】



都市的集積により圧倒的に高い地価・物価

*平成189年度都道府県地価調査

【物価】

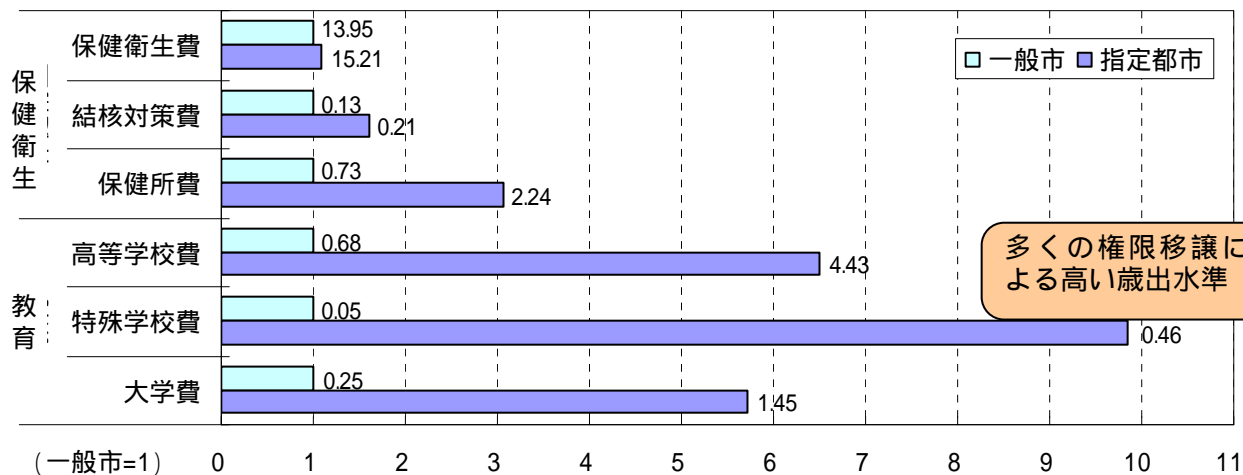


*平成4920年平均消費者物価地域差指数

道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（一人当たり歳出額 千円）】



多くの権限移譲による高い歳出水準

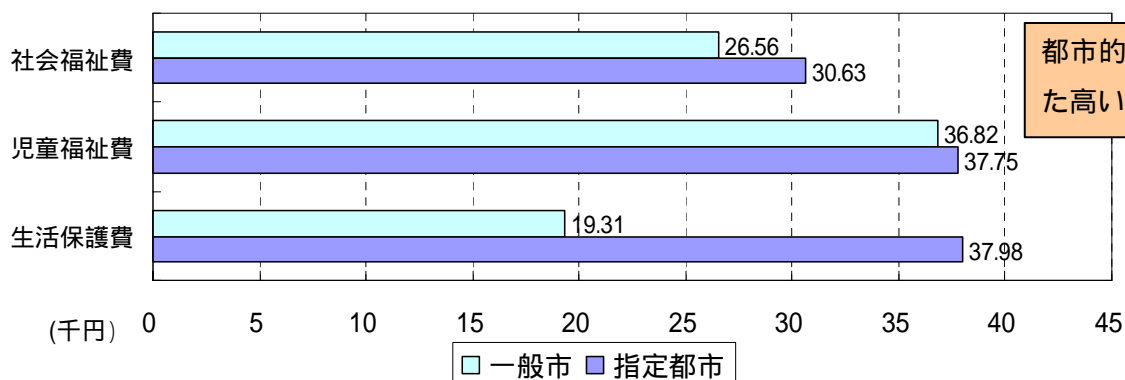
*平成19年度 市町村別決算状況調

(2) 都市的課題に対応する財政需要

安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については2倍以上の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（一人当たり歳出額）】



都市的課題に対応した高い歳出水準

*平成19年度 市町村別決算状況調

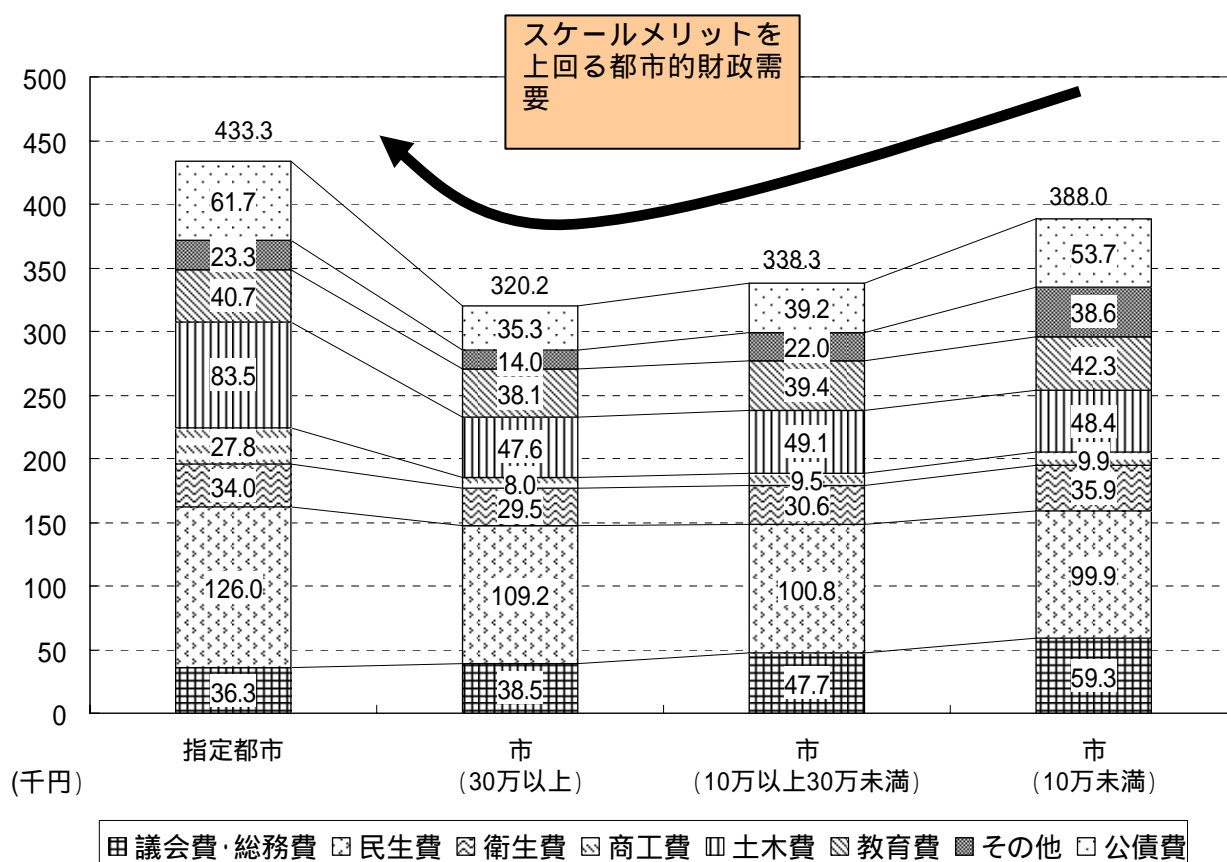
・ 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

大都市特有の財政需要による高い歳出水準

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。しかしながら、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。

【都市規模に対応した歳出構造（一人当たり歳出額）】

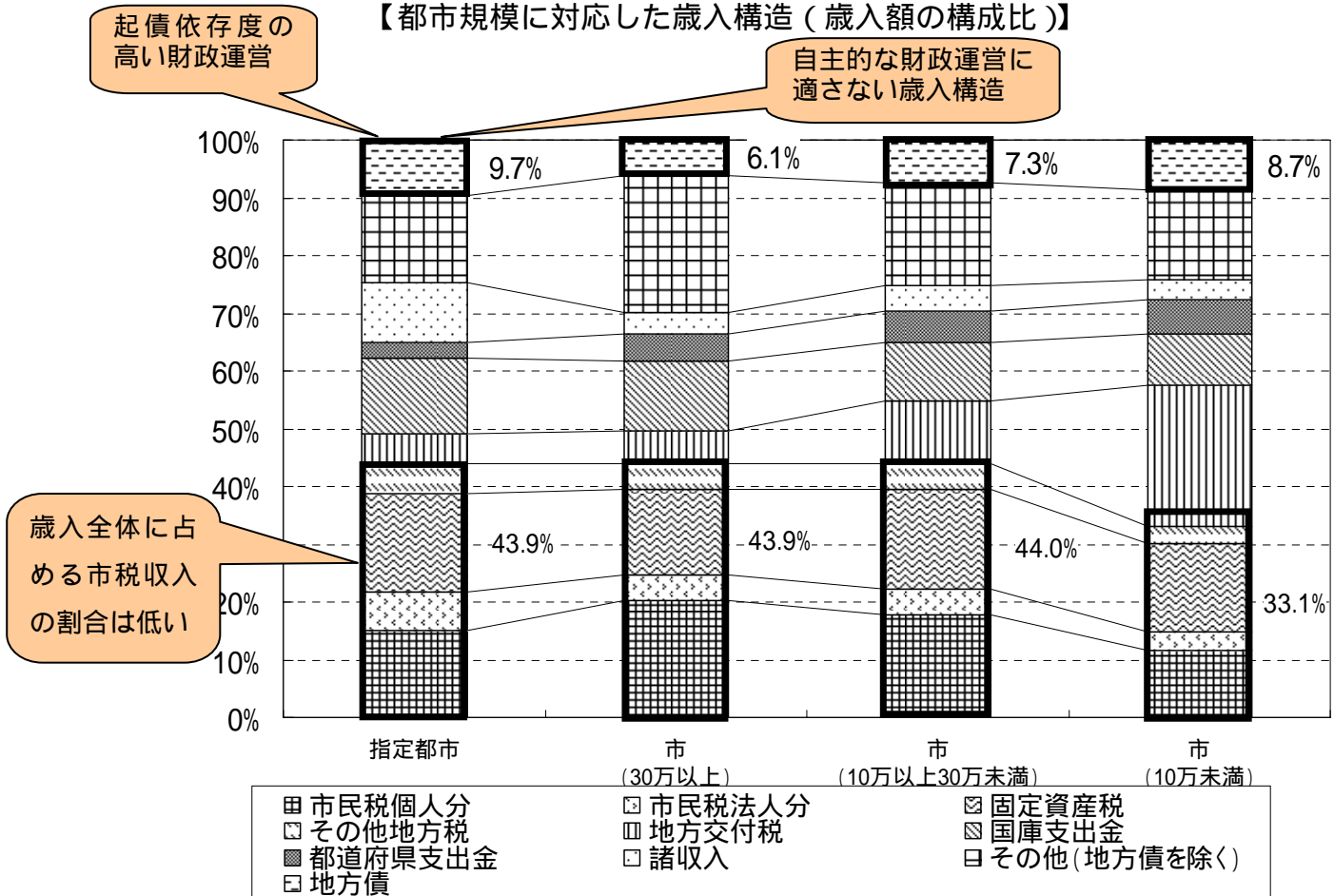


*平成19年度 市町村別決算状況調

税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

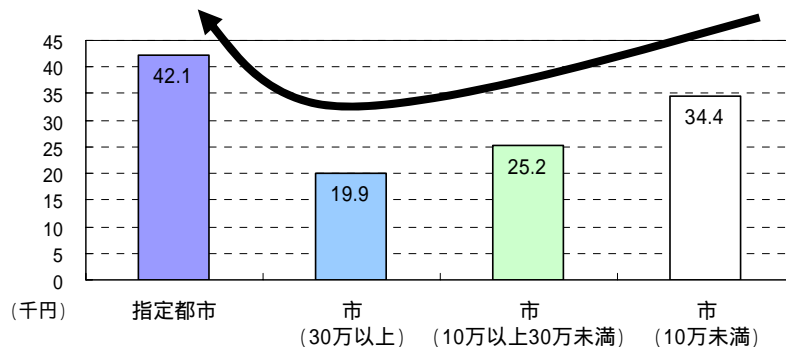
指定都市では歳入全体に占める市税収入の割合は低く、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないなど、自主的な財政運営に適した歳入構造とはなっていない。また、大都市特有の財政需要に対応するため、歳入全体に占める起債比率は高くなっている。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】



*平成189年度 市町村別決算状況調

【人口一人当たり起債額】

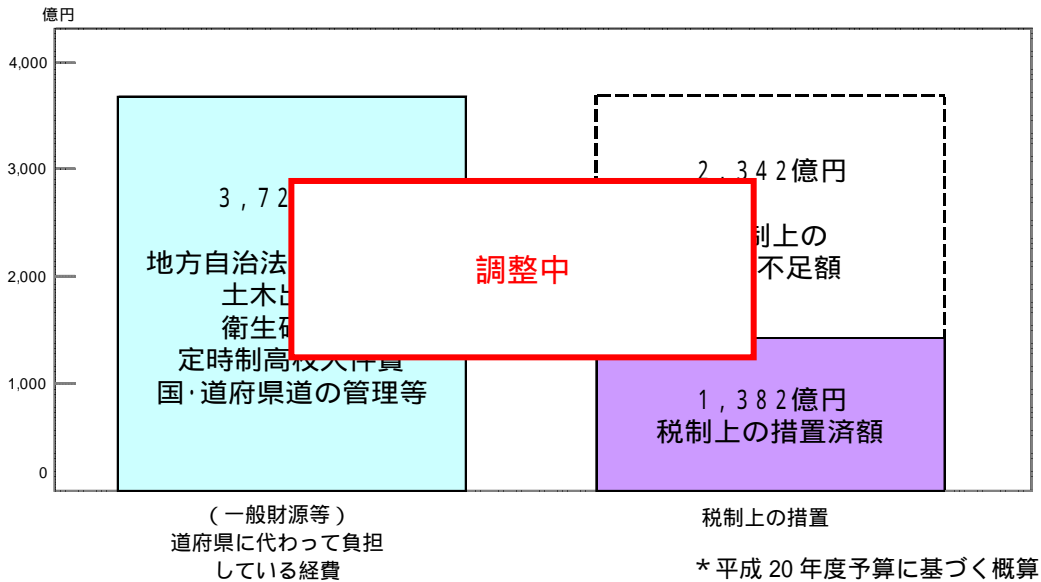


*平成189年度 市町村別決算状況調

大都市特例事務に係る税制上の措置不足

大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税財政制度上では確保されておらず、一般財源からの持ち出しとなっている。

【大都市特例事務】

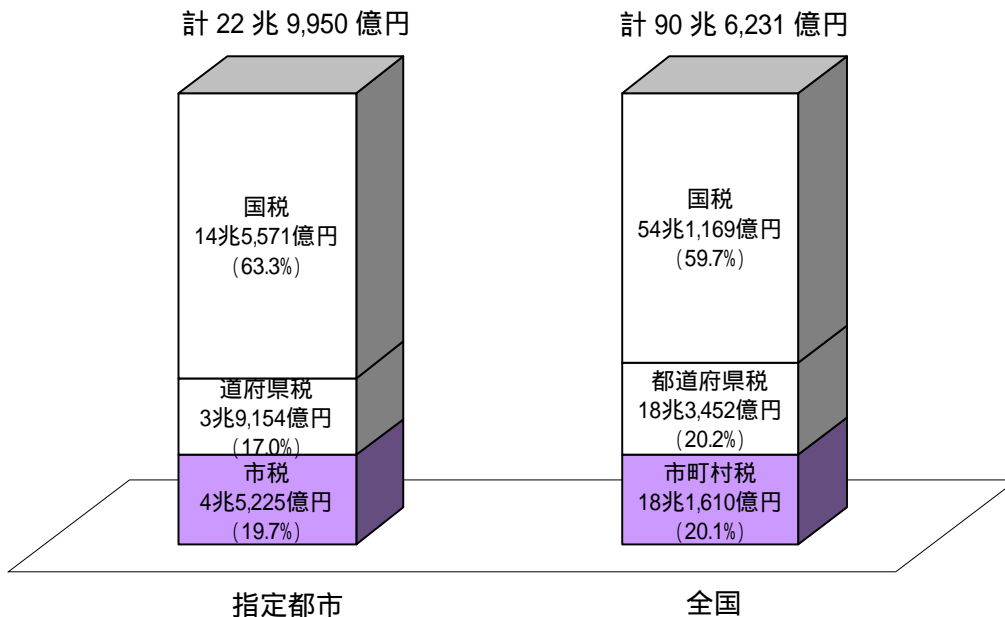


配分割合の低い市域内税収*

指定都市の市域内税収（市域内の住民や企業が負担する税金）のうち、市税として指定都市に配分される割合はわずか 19.7% にすぎない。全国レベルにおいても市町村税の配分割合は 20.1% にとどまっているが、指定都市は更に少ない。

* 国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

【指定都市域内税収の配分状況】

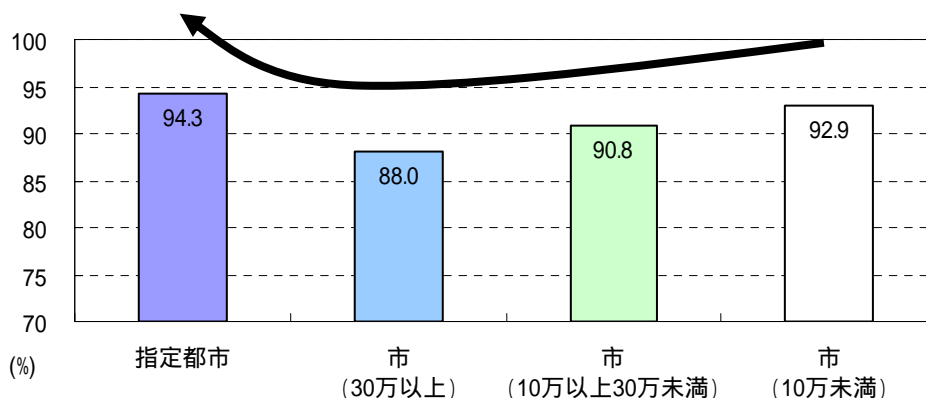


* 平成 18 年度決算

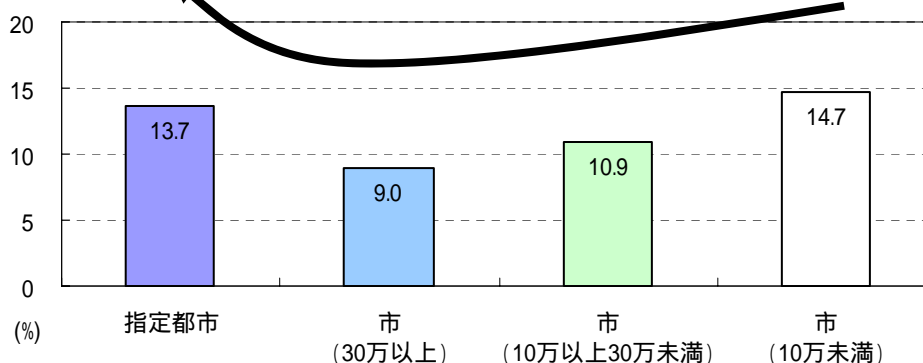
大都市における財政状況の悪化

一般市では都市規模が大きくなるに従い経常収支比率は改善されるが、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率は悪化する。また、指定都市では多額のインフラの整備費が必要となり、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっている。

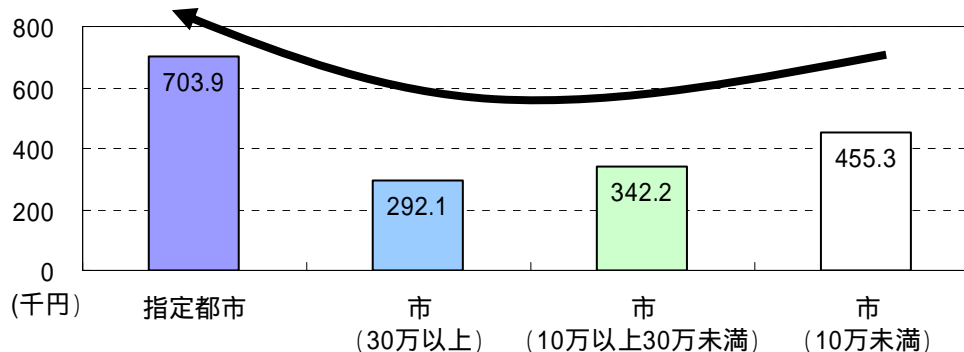
【経常収支比率】



【実質公債費比率】



【人口一人当たり地方債現在高】



*平成18年度 市町村別決算状況調

・大都市の特性に合った税財政制度の構築

日本経済の再生に向けて大都市に対する期待は大きい。全国の2割の人口規模を有する中で、高いGDPの水準を保ちながら全国平均を上回る経済成長を実現し、首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県を中心として地域経済を牽引してきた。

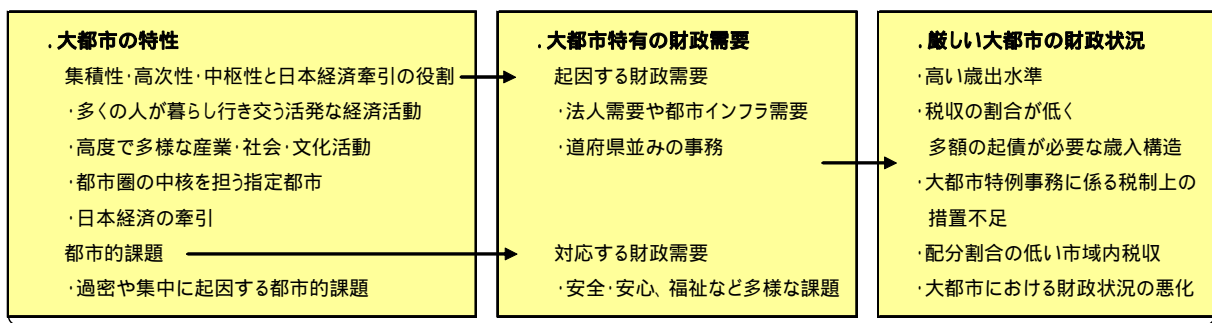
今後においても、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が指摘され、特に法人からの税収が増加するため、法人の集積が顕著な大都市が裕福になり、その他の地域が財政的に厳しくなるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、自主財源による歳入の確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いている。大都市は裕福ではなく、財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性・高次性・中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要である。



大都市の特性にあった税財政制度の構築が必要

出典及び用語・集計方法等についての注釈

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時期	自治体ベース	合併 遷及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈	
大都市としての集積性・高次性・中枢性・成長性	集積性	面積	国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」	平成19年10月1日時点	2007年度末	全指定都市		
		人口	総務省統計局「平成19年推計人口調査」	平成19年10月1日時点	2007年度末	全指定都市		
		昼間人口	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2005年度末	全指定都市		
		従業者数	総務省「平成18年事業所・企業統計」	平成18年10月1日時点	2006年度末	全指定都市		
		通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、堺市、岡山市を除く指定都市 東京・大阪の大都市圏に含まれ、昼間人口比率が1.0を下回る指定都市は対象外としているため。	通勤圏人口：総務省「平成12年国勢調査報告」を基にした推計値	
		商業年間販売額	経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年6月1日時点	2007年度末	全指定都市		
	高次性	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2005年度末	全指定都市	集中治療室等病床数、二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計	
		大学生数	文部科学省「平成20年学校基本調査」	平成20年5月1日時点	調査時点	岡山市を除く指定都市 出典である「学校基本調査」にデータが示されていないため。		
		大学院生数	文部科学省「平成20年学校基本調査」	平成20年5月1日時点	調査時点	岡山市を除く指定都市 出典である「学校基本調査」にデータが示されていないため。		
		国際コンベンション開催数	(独)国際観光振興機構「2007年コンベンション統計」	(平成19年中)	調査時点	全指定都市	国際コンベンション参加者総数が50名以上、参加国が3カ国以上、開催期間が1日以上の国際会議。	
		三次産業従業員比率	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2005年度末	全指定都市		
	中枢性	名古屋市の中京圏に占める割合	総務省統計局「平成19年推計人口調査」 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2007年度末	名古屋市中京圏に占める名古屋市の割合を示す指標であるため。	中京圏：岐阜県、愛知県、三重県	
京都市、大阪市、堺市、神戸市の近畿圏に占める割合		総務省統計局「平成19年推計人口調査」 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2007年度末	京都市、大阪市、堺市、神戸市近畿圏に占める京都市、大阪市、堺市、神戸市の割合を示す指標であるため。	近畿圏：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県		
北九州市、福岡市の北部九州圏に占める割合		総務省統計局「平成19年推計人口調査」 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2007年度末	北九州市、福岡市、北部九州圏に占める北九州市と福岡市の割合を示す指標であるため。	北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県		
成長性	一人当たり地域内GDP	平成18年度 県民経済計算	(平成18年度中)	2006年度末	×	さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 出典である「県民経済計算」にこれらの市のデータが示されていないため。		
	地域内GDP増加率	平成18年度 県民経済計算	(平成18年度中)	2006年度末	×	さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 出典である「県民経済計算」にこれらの市のデータが示されていないため。		
都市的課題	都市的インフラ	12時間平均交通量	国土交通省道路局編「道路交通センサス(平成17年度)」	平成17年9～11月時点	調査時点	×	新潟市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 出典である「道路交通センサス」のデータには調査当時の指定都市の合計値のデータが示されていないため。	
		最低居住水準未満足世帯率	総務省統計局「平成15年度住宅・土地統計調査」	平成15年10月1日時点	2003年度末	×	新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 出典である「住宅・土地統計調査」にこれらの市のデータが示されていないため。	
	環境安全安心	ごみ総排出量	環境省「日本の廃棄物処理、平成18年度版」	平成19年3月31日時点	2006年度末		全指定都市	
		大気汚染(窒素化合物)	環境省「大気汚染物質広域監視システム」	平成20年10月1日時点(時報値)	調査時点		全指定都市	
		救急出動件数	総務省消防庁「平成20年版 救急・救助の現況」 横浜市「大都市比較統計年表(平成19年)」	平成20年4月1日時点	2007年度末	岡山市を除く指定都市 出典である横浜市「大都市比較統計年表」に、データが示されていないため。		
		犯罪認知件数	警察庁刑事局「犯罪統計書(平成19年)」	(平成19年中)	2007年度末	全指定都市		
	福祉	生活保護保護率	平成19年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)	(平成19年度中)	2007年度末		全指定都市	
		ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成21年)」	平成21年1月時点	2007年度末		全指定都市	
		居宅介護サービス受給者数	平成18年 厚生労働省 介護サービス施設・事業所調査	平成18年9月30日時点	2006年度末		全指定都市	
		保育所入所待機児童数	厚生労働省「平成19年度保育所入所待機児童数調査」	平成19年4月1日時点	2007年度末		全指定都市	

出典及び用語・集計方法等についての注釈 (前頁からの続き)

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時点	自治体ベース	合併 適及反映	データ欠損理由	用語・集計方法等についての注釈
大都市特有の財政需要	集積性・高次性・中枢性	法人需要への対応と都市インフラの整備	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
		公営企業等に対する繰出金	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
		地価	平成19年度 都道府県地価調査	平成19年7月1日時点	2007年度末	札幌市、大宮市、堺市を除く指定都市 出典である「都道府県地価調査」に、これらの市のデータが示されていないため。	
		物価	総務省統計局 「平成20年度平均消費者物価地域差指数」	(平成20年中)	2007年度末	浜松市、堺市を除く指定都市 出典である「平均消費者物価地域差指数」に、データが示されていないため。	
	道府県並みの事務	保健衛生・教育への支出	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
	課題	安全安心福祉	福祉サービス・公的扶助に対応する支出	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市
厳しい財政状況	高い歳出水準	都市規模に対応した歳出構造	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
	多額の起債が必要	都市規模に対応した歳入構造	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
		人口一人当たり起債額	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
	税制措置不足	大都市特例事務	各指定都市平成21年度予算	(平成21年度中)	2009年度末	全指定都市	
	低い配分割合	市内税収の配分割合	各指定都市平成19年度決算等	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
	財政状況の悪化	経常収支比率	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
		実質公債費比率	平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市	
人口一人当たり地方債現在高		平成19年度 市町村別決算状況調	平成20年3月31日時点	2007年度末	全指定都市		